

令和 4 年

第 4 回西原村定例会会議録

令和 4 年 1 2 月 6 日

令和 4 年 1 2 月 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 4 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 6 日	火	午前 1 0 時	本会議	・ 開会 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 村長提案理由説明 ・ 全員協議会 ・ 常任委員会	
1 2 月 7 日	水	午前 1 0 時	本会議	・ 一般質問（7 名）	
1 2 月 8 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 (承認第 9 号～ 議案第 5 6 号)	・ 予算 ・ 条例
1 2 月 9 日	金	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 (議案第 5 7 号～ 諮問第 2 号) ・ 発議第 6 号・第 7 号 ・ 委員会報告 ・ 組合議会報告 ・ 委員会の閉会中の継続 調査申出	・ 予算 ・ 一般 議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は 1 2 月 1 6 日までとする。

提 出 議 案 等

(令和4年12月6日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|---------|--|
| 承認第 9 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第7号) 令和4年度西原村一般会計補正予算(第5号) について」 |
| 議案第46号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第47号 | 西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第48号 | 西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定について |
| 議案第49号 | 西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定について |
| 議案第50号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 議案第51号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算(第6号) について |
| 議案第52号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について |
| 議案第53号 | 令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第54号 | 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第55号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について |
| 議案第56号 | 令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号) について |
| 議案第57号 | 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について |

- 議案第 5 8 号 令和 4 年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
- 議案第 5 9 号 西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を定めることについて
- 議案第 6 0 号 西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を定めることについて
- 議案第 6 1 号 西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を定めることについて
- 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（西原村トレーニングセンター解体工事）
- 議案第 6 3 号 工事請負変更契約の締結について（堀切多々良線道路改良工事）
- 議案第 6 4 号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園園内道路整備工事）
- 議案第 6 5 号 工事請負契約契約の締結について（西原村運動公園調整池整備工事）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（令和 4 年 1 2 月 7 日提出）

（一般質問）

- 1 番 堀田直孝君 2 番 小城保弘君 3 番 西口義充君 4 番 桂 悦朗君
5 番 高本孝嗣君 6 番 尾崎幸穂君 7 番 坂本隆文君

（令和 4 年 1 2 月 8 日提出）

（議員提出議案）

- 議案第 5 1 号 令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 6 号）の組替えを求める動議

(令和4年12月9日提出)

(村長提出議案)

議案第65号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園調整池整備工事）

(議員提出議案)

発議第 6号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 7号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

発議第 8号 工業団地造成特別委員会の設置について

目 次

第1号（12月6日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第9号～諮問第2号）	5
散 会	12

第2号（12月7日）

議事日程第2号	13
応招議員氏名	14
出席議員氏名	15
事務局職員出席者	15
説明のため出席した者の職氏名	16
開 議	17
日程第 1 一般質問	17
（堀田直孝）	17
・ 総合体育館のメンテナンスについて	
・ 原野の管理について	
（小城保弘）	23
・ 原野火入れについて	
・ 西原村の農業振興について	
（西口義充）	30
・ 総合運動公園整備について	
・ 台風14号による総合体育館の雨漏りについて	
（桂 悦朗）	35
・ 商業施策について	
・ 村内交通網について	
（高本孝嗣）	42
・ 「鳥子第2工業団地（仮称）」について	
・ 河原校区内の活性化について	

(尾崎幸穂)	5	3
・ マイナンバーの出張申請・交付について		
・ 高齢者向けのスマートフォン教室の開催について		
(坂本隆文)	6	0
・ 西原村にA T Mを		
・ 庁舎内に防犯カメラ及びクレーム対応のカメラ設置をしてはどうか		
散 会	6	4
第3号(12月8日)		
議事日程第3号	6	5
応招議員氏名	6	7
出席議員氏名	6	8
事務局職員出席者	6	8
説明のため出席した者の職氏名	6	9
開 議	7	0
日程第 1	承認第 9号	専決処分の報告及び承認について 「(専第7号)令和4年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」
		7 0
日程第 2	議案第46号	西原村一般職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例の制定 について
		7 1
日程第 3	議案第47号	西原村における部落差別の撤廃とあ らゆる差別の撤廃をめざす条例の一 部を改正する条例の制定について
		7 3
日程第 4	議案第48号	西原村工業団地造成事業特別会計条 例の制定について
		7 4
日程第 5	議案第49号	西原村住宅用地造成事業特別会計条 例の制定について
		7 6
日程第 6	議案第50号	熊本県市町村総合事務組合を組織す る地方公共団体の数の減少及び規約 の一部変更について
		7 7
日程第 7	議案第51号	令和4年度西原村一般会計補正予算 (第6号)について
		7 9
追加日程第1	議案第51号	令和4年度西原村一般会計補正予算 (第6号)の組替えを求める動議
		8 2
日程第 8	議案第52号	令和4年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)について
		9 4

日程第 9	議案第 5 3 号	令和 4 年度西原村介護保険特別会計 補正予算（第 2 号）について	9 5
日程第 1 0	議案第 5 4 号	令和 4 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算（第 2 号）について	9 7
日程第 1 1	議案第 5 5 号	令和 4 年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算（第 3 号）につい て	9 8
日程第 1 2	議案第 5 6 号	令和 4 年度西原村工業用水道事業会 計補正予算（第 2 号）について	9 9
散 会			1 0 1

第 4 号（1 2 月 9 日）

議事日程第 4 号		1 0 3
応招議員氏名		1 0 5
出席議員氏名		1 0 6
事務局職員出席者		1 0 6
説明のため出席した者の職氏名		1 0 7
開 議		1 0 8
日程第 1	村長提案理由説明（議案第 6 5 号）	1 0 8
日程第 2	議案第 5 7 号 令和 4 年度西原村工業団地造成事業 特別会計予算について	1 0 8
日程第 3	議案第 5 8 号 令和 4 年度西原村住宅用地造成事業 特別会計予算について	1 1 4
日程第 4	議案第 5 9 号 西原村総合整備計画（小森辺地）の 変更を定めることについて	1 1 6
日程第 5	議案第 6 0 号 西原村総合整備計画（宮山辺地）の 変更を定めることについて	1 1 6
日程第 6	議案第 6 1 号 西原村総合整備計画（河原辺地）の 変更を定めることについて	1 1 6
日程第 7	議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（西原 村トレーニングセンター解体工事）	1 2 0
日程第 8	議案第 6 3 号 工事請負変更契約の締結について （堀切多々良線道路改良工事）	1 2 2
日程第 9	議案第 6 4 号 工事請負変更契約の締結について （西原村運動公園園内道路整備工事）	1 2 3
日程第 1 0	議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について（西原 村運動公園調整池整備工事）	1 2 4
日程第 1 1	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求	

		めることについて ……………	1 2 5
日程第 1 2	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて ……………	1 2 8
日程第 1 3	発議第 6 号	西原村議会委員会条例の一部を改正 する条例の制定について ……………	1 2 8
日程第 1 4	発議第 7 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について ……………	1 2 9
日程第 1 5	発議第 8 号	工業団地造成特別委員会の設置につ いて ……………	1 2 9
日程第 1 6		委員会報告について ……………	1 3 1
日程第 1 7		組合議会報告について ……………	1 3 4
日程第 1 8		委員会の閉会中の継続調査申出について ……………	1 3 6
閉 会		……………	1 3 7
署 名		……………	1 3 9

第 1 号 (1 2 月 6 日)

令和４年第４回西原村議会定例会会議録

令和４年１２月６日、令和４年第４回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和４年１２月６日（火曜日） 議事日程第１号

日程第 １ 会議録署名議員の指名について

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 村長提案理由説明（承認第９号～諮問第２号）

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工係長	小 田 圭 佑 君
教育係長	倉 田 英 之 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、堀田直孝君、5番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月29日に行われました議会運営委員会の中で本日6日より9日までの4日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月16日までの11日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日6日より9日までの4日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月16日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告としまして、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

9月21日に、全国町村議会議長会主催の議会広報研修会に広報委員が出席されました。

10月4日に、熊本県町村議会議長会主催の全議員研修に出席しました。

また、11月1日から2日にかけて、阿蘇市町村議長研修が大分県にて行われました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

令和4年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところ1か月を切り、年の暮れになりますと、何かと慌ただしさを感じるものでございます。議員各位におかれましては、それぞれのお立

場でご活躍のことと拝察いたします。

さて、昨今の日本の情勢につきましては、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射、世界平和統一連合（旧統一教会）問題、また円相場の下落、それに伴う電気料金などの物価高騰など、なかなか先が見えないことばかりでございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症治療薬であるゾコーバが11月22日に国内で緊急承認、政府による様々な経済対策、特にコロナ禍やウクライナ侵略などを背景とした国際的な原料価格の上昇や、円安など物価や景気の状態に応じ、機動的な対応策が講じられております。

この経済対策に伴い、西原村におきましても、プレミアム商品券の発行、また畜産業を営む方への飼料価格高騰対策、今回の補正予算で提案しております生活困窮者等への支援対策等を実施または実施の予定でございます。

このような難局を村民一丸となって乗り越えるためにも、議員の皆様のご指導、ご鞭撻、またご協力が必要不可欠でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

一方で、明るい話題もございました。スポーツに関しましては、まず、今日は寝不足の方も多数おられると思いますが、サッカーワールドカップ、昨夜残念な結果になりましたが、世界の強豪相手に予選リーグを突破し、日本ににぎわいを与えていただきました。

また、大谷選手のアメ리카大リーグでの2桁勝利2桁本塁打に加え、何と申しましても熊本出身のヤクルトスワローズ村上選手につきましては、日本選手でシーズン最多の56本のホームランを放ち、5打席連続本塁打、最年少三冠王を獲得するなど歴史に残る大活躍で、県民に感動を与え、大きな誇りとなりました。

西原村出身のソフトバンクホークスの渡邊陸選手につきましても、1985年、西武ライオンズにドラフト2位で指名され、村民初のプロ野球選手となった山野和明先輩に続く33年ぶりの選手でございますが、5月28日の広島戦でプロ初スタメンでの2打席連続本塁打を放ち、西原村民、特に子どもたちへ感動、勇気を与えてくれました。来シーズン、さらなる飛躍を願っているところでございます。

村内情勢につきましては、農業関係で甘藷の市場単価が高騰する中、今年の8月には部会創立50周年式典が盛大に開催され、本村の主力作物でございます甘藷が脚光を浴びておりますこと、村といたしましても大変喜ばしく思うところでございます。

本年産の甘藷は、植付け当初からつる割病が随所で発生し大変心配をしたところでございますが、出来高、販売単価ともまずまずと伺っており、病害発生後の適切な対処のたまものであると、生産者各位のご努力に敬意を表するところでございます。村で開催しております研修会等にも、ほとんどの方

にご出席をいただきました。農家の皆様の生産意欲の高さに今後もしっかりと寄り添った支援をしていかねばならないと、決意を新たにするとところでございます。

さて、台湾の半導体企業T S M Cの進出が決定して1年が経過し、近隣の市町村や関連企業では活発な動きが見られております。既にご承知のとおり、本村でも新しい工業団地造成に向けてプロジェクト委員を設け、来年3月の着工を目標に、関係各課一丸となって測量設計や開発等の手続を進めているところでございます。

T S M Cの進出につきましては、近隣市町村はもとより、熊本県の活性化の大きなきっかけになるものと期待が膨らんでおり、本村も乗り遅れることなく、むしろ近隣町村の動きに先んじて推進できるよう鋭意取り組んでいるところでございます。

もう一つ西原村に大きく影響することが予測されます熊本空港アクセス鉄道について、蒲島知事とJ R九州社長が大津駅からの延伸ルートで整備することの確認を交わされました。具体的なルートはまだ分かっておりませんが、村内を通過することも十分考えられ、本村の利便性も大きく向上するものと思われまます。

T S M Cの進出や熊本空港アクセス鉄道整備、また熊本市内から熊本空港までの高規格道路整備等により、西原村が大きく変わっていくことが予測されます。このチャンスを的確に捉え、ますますよりよい村となっていくよう鋭意邁進する覚悟でございます。議会、村民の皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

12月を迎え、本格的な寒さがやってまいります。議員の皆様も、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、村民の皆さんにはまだまだ多難のときではございますが、明るい展望を期待し、共に力を合わせ新しい年を迎えられることをお祈り申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について、「（専第7号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第5号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,361万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,641万9,000円とするものでございます。

政府の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力、ガス、食品等の価格高騰による負担額増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり5万円の現金給付を行うことになりました。これにより、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯及び予期せず令和4年1月以降から令和4年12月までの間に家計が急変し住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、速やかに現金

給付を行うため補正予算が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改正を行う必要がございますので、関係条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第47号、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するため、本条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第48号、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、西原村工業団地造成事業特別会計を設置する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画商工係長よりご説明いたします。

議案第49号、西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、西原村住宅用地造成事業特別会計を設置する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画商工係長よりご説明いたします。

議案第50号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本議案は、構成団体である菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、組合からの脱退に伴う組合規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第51号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説

明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,427万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,069万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、基金繰入金3億9,000万円の増額補正、特別会計繰入金1億3,407万5,000円の増額補正、公共事業等債2億3,980万円の増額補正、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3億1,000万円の減額補正、辺地対策事業債6,210万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の地域振興費1,983万7,000円の増額補正、民生費の障害者福祉費1,930万9,000円の増額補正、農林水産業費の畜産業費1,702万8,000円の増額補正、商工費の工業団地造成事業費4億2,874万3,000円の増額補正、土木費の道路維持費1,690万円の増額補正及び各費目の人件費において、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第52号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,854万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金28万円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費44万6,000円の減額補正、予備費16万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,606万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,518万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金205万6,000円の増額補正、県支出金1,400万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費1,400万6,000円の増額補正、諸支出金3万7,000円の増額補正、予備費201万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第54号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万

7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億88万4,000円と定めるものとございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金57万円の減額補正、諸収入30万3,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費4万円の増額補正、後期高齢者医療広域連合納付金56万9,000円の減額補正、保健事業費44万円の増額補正、予備費17万8,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第55号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,766万9,000円と定めるものとございます。

主な内容を申し上げますと、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものとございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第56号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出の予定額を、収益的収入支出それぞれ2,621万8,000円と定めるものとございます。

主な内容を申し上げますと、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものとございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第57号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,963万6,000円と定めるものとございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金4億2,963万6,000円となっております。

歳出につきましては、事業費3億663万6,000円、諸支出金1億2,300万円となっております。

詳細につきましては、企画商工係長よりご説明いたします。

議案第58号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,985万円と定めるものとございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金1,985万円となっております。

歳出につきましては、事業費1,301万3,000円、諸支出金683万7,000円とな

っております。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第59号、西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（小森辺地）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工係長よりご説明いたします。

続きまして、議案第60号、西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第61号、西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を定めることについてご説明申し上げます。

西原村総合整備計画（河原辺地）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第62号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、西原村トレーニングセンター解体工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長または教育係長よりご説明いたします。

議案第63号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

村道堀切多々良線道路改良工事につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第64号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

西原村運動公園園内道路整備工事につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の園田久美代氏が令和5年3月31日で任期満了となるため、新たに西山春作氏を委員に選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の塚元利文氏が令和5年3月31日で任期満了となるため、新たに高橋明德氏を委員に選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会への提案は、承認1件、議案19件、諮問2件、以上の合計22件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げまして、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）村長、ちょっと間違いがありますので訂正をお願いいたします。

○村長（吉井 誠君）すみません、提案理由の中で企画商工課長と申ししていました。休みとなっておりますので、全て「企画商工課長」を「企画商工係長」に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は7日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午前10時32分 散 会

第 2 号 (1 2 月 7 日)

令和４年第４回西原村議会定例会会議録

令和４年１２月７日、令和４年第４回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和４年１２月７日（水曜日） 議事日程第２号

日程第 １ 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工係長	小 田 圭 佑 君
教育係長	倉 田 英 之 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

午前10時00分 開議

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11月29日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、一般質問通告書に従い、2問、質問いたします。

まず1番目は、総合体育館のメンテナンスについてであります。

総合体育館が多額の費用を投じて完成し、村民の健康増進、スポーツ振興、各種団体の会議等に使用されております。

その中で、この総合体育館は防災体育館としての機能を持った体育館ですが、1問目、現在、災害が発生した場合には何名の避難者の収容ができるか。平常時、コロナ禍とありますが、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時02分）

（午前10時05分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お願いいたします。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）以前は、前村長が2,000人ぐらい収容できると、災害があつたら、もうこれで大丈夫ですよと言われとった体育館ですね。皆さん、ちょっと記憶があるかもしれませんが。

ところで、令和4年9月18日、九州に上陸した台風14号は、台風の勢力、中心気圧935hPa、過去における4番目の勢力で九州に上陸しました。交通網では、18日、九州新幹線をはじめとした鉄道が全て運転見合せとなり、空の便では、九州発着の便を中心に160便以上が欠航となり、約9,800人に影響が出ました。熊本県では、4市7町3村で避難所が開設されました。何よりも、マスコミ報道が、過去に経験したことがない台風で命の確保をという報道で、

非常に皆さん、不安になられたことだったと思います。

我が家も、高齢者を抱えており、総合体育館が避難所として開設されたとの防災無線で、一家で総合体育館に避難しました。ところが、新築の体育館が何と雨漏りをし始めました。そのときの写真がこれです。至るところにバケツを置いて、入り口から徐々に強くなるほど雨漏りがしております。ということで、私もその雨漏りの水に足を滑らせて足をくじこうかした。人の命を守らなければならない体育館でけがをする。しなかったからよかったんですけれども。

避難者の方、こそこそではありますが、何十億円もかけて造った体育館が、雨漏りが発生するとはどういうことかと言われる。それに対して、職員からは、東風だから仕方なかですもんね、設計が悪かですもんねという言葉に、避難者の方が口には出さん、大きい声じゃ言われんですけれども、激怒されとったと。もし、自分の家を新築して、雨漏り等の欠陥があつたら、仕方ないですねで済みますでしょうか。個人の住宅でそういうことがあつたら、皆さん、どういうふうな対応を取りますでしょうか。村長、どうでしょうか。これは欠陥体育館たいとの声も出ておりました。

そこで、完成時の検査はちゃんと行われたのか、どのように検査を行われたのか、その後の修理は行われたのか、またこのような不具合に対してのメンテナンスはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（山下一義君）吉井村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

当日、私も体育館の状況を見に行きました。もう何か、雨漏りというよりも、天井から水が滴り落ちたりとか、霧状で結構ここまでひどいのかという状況で、もう本当に避難された皆さんにはご迷惑をおかけしたというふうに思っております。

また、職員が、先ほど議員が申されましたとおり、住民の皆さんが気分を害されるような発言につきましては、本当に申し訳ございませんでした。

体育館の雨漏りということなんですけれども、改善対策につきましては、まず発生原因についてなんですけれども、アリーナの一番上の中央部にございます、東と西にございます熱を逃がすための通気口、ガラリと呼ぶそうなんですけれども、それから雨が降り込んでいるという原因が判明しております。台風による東からの風が、屋根部とアーチになっている光を取る部分、ルメウォールといいますけれども、それに沿って雨を下方から運んだことにより雨漏りがしたという話を伺っております。

至急、雨が漏っているということで施工会社及び設計会社に連絡を取り、教育委員会と施工担当であった企画商工課の職員が協議を行っております。

現在、ガラリというところが通気口で、こういうやつが2つついているみ

たいで、外側と内側ですね、そこの中にこういうアルミの材料を入れて通気口を塞ぐということで一応検討されています。それも、一応県のほうに伺って、それが最良なのか、最良ではないかというのを聞いております。

一方で、瑕疵がどこに及ぶのか。基本的には、今回は設計どおり施工会社はされていました。設計会社のほうに、なかなか問い合わせていますけれども、正直申しまして、施工会社は毎日のように来て、対応策を考えていただいているんですけれども、なかなか設計会社のほうが反応がちょっと悪いような状況でして、そういうのも含めて、県にこういう事例のときはどのようにしたほうがいいのかというのを、今、伺っているような状況でございます。

またもう一つ、非常ベルです。非常ベルが鳴って、止めるような手段ができなかったのもあって、30分、40分程度、住民の皆さんにご迷惑をおかけしております。

マニュアルとか、教育委員会と企画商工課で引渡しの後、使い方とかそういうのは教わったわけでございますけれども、それに関しましては、いつかは分からないんですけれども、雷で補助用のバッテリーが一時的に切れていたということで、そのバッテリーがないと非常ベルが切れないということで、これも改善しなければならないというふうに思っております。

今後は、本当に我が家と思って、施工会社、設計会社と強く話をして取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）村長、被災時の収容人数が分かれば、今。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）被災時の、災害時なんですけれども、最大で750名の収容を想定しております。恐らく、これはコロナ禍で1人当たりの面積が広くなったんで、当初と比べて、コロナの事情で750名になっているものと想定されます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）コロナ禍で750名ということは、コロナ禍もこのまま続くとは、新医薬品とか開発されて、また正常に戻ることを祈っておりますが、正常に戻ったときは何名と、質問が3回ですので一気にいきます。これは何名が1点。

先ほど、設計事務所の責任、瑕疵があるような言い方だったんですけれども、ということは、まだ修理は行っていない、対策は行っていないということかが、また2点。

また、これにお金がかかる、修理にということはないでしょうね。20億円もかけとって、普通、さっき村長が言われたように、もし我が家を造って、それだけあったら、おまえんところが悪かってあるもんって補償、みんな補償というのはありますけれども、それは公共工事、この体育館には補償はないのか、3点、お聞きします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、コロナ禍で750名ということになっているんですけれども、恐らく1人当たりの面積が大きくなったからということだと思います。今、ちょっと手持ちの資料が、何倍になったのか、1人当たり、後ほどまた、後で返答させていただきます。

次に、瑕疵の費用につきましても、一応、約款上では1年間、瑕疵期間がございます。それと照らし合わせまして、これも、今、熊本県に問い合わせているような状況でございます。

恐らく、やっぱり足場を組んだりとか、体育館の中に足場を組んで、高いところでございますので、結構な費用がかかるんじゃないかというふうに思っています。もう本当に高額な体育館で、村としましても本当に1円も出たくないような状況でございます。これも、県と相談して、もう出さないような気持ちで、設計会社、また施工会社と協議していきたいというふうに思っております。以上です。

○4番議員（堀田直孝君）まだ修理がされていないということですが、熊本地震は、もう発生して7年、学者に言わせれば2,000年はもう動かないだろうと言われておりますが、ただ、心配の種が日奈久断層、これは揺れておりませんね。学者に言わせると、学説でも、もうすぐストレスがたまってはじけるだろう。そうなったときは、熊本地震並みの日奈久断層沿いに起きますが、この西原村近隣も震度6は来る可能性があるかと。

そうなったら、この地震というのは、今か、1時間後あるか、10年後あるか分からないんですけれども、それに向けて、じゃ、あしたあったときに避難ができようじゃ、20億円も使って意味がないんじゃないかなろうかと思えます。

それと、今、瑕疵においては1年間と言われました。その後、そういう不備が出たとき、その後のメンテナンスはどういったふうに予算を組まれているのか、保険を入れているのか、そのあたりをちょっとお聞きします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）本当に災害は、自分たちも熊本地震を経験してしまして、もう本当想定外で、あした起こることも本当に想定されると思っております。執行部のほうも、一日も早くどうにか、地震とかで使えるような体制を取っていききたいというふうに思っております。（発言する声）はい。

まず、保険なんですけれども、保険は一応加入はしております。何かあったときは、不可抗力以外でなければ対応できるというふうに認識しております。

メンテナンスにつきましては、今、教育委員会のほうで随時、必要なものがあれば補正等で上げさせてもらっているような状況でございます。基本的

には、設計会社が造ったときに、最低限、例えば床であれば10年以内に1回塗り替えたりとか、そういうやつをすれば長寿命化につながるということで話を聞いていますので、どこの建物もそうなんですけれども、これからメンテナンスも含めたところで10年計画とかで、保育園等とかももう傷んでおりますので、全面的に建物を一回見直して、財政的にひずみが来ないようにやっていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）まとめます。

箱物を造れば費用がかかる、以前の質問でもしておりますが、分かっております。だから、最小限の必要な経費は、議会としてもそれは当然認めなければならない。ただし、それ以上の無駄な経費は、できるだけ削除しなければならないと思っております。

ここで欠陥とか言いますけれども、住民に言わせりゃ、これは手抜き工事たいなん。20億円の手抜き工事だったら、これ何かありやせんだろうかと、またこれも疑念を抱かれる。ですから、抱かれないように、早めの最良の対策を至急取ってほしいということで、私の質問を終わらせていただきます。

続きまして、第2問目です。

原野の管理についてであります。

現在、原野の管理の一つとして、各集落において火入れが行われております。この火入れが、阿蘇地区一帯の景観が守られてきたものと私は思います。しかしながら、近年、地域住民も高齢化し、参加者も減少し、原野の火入れも困難となっております。

第1問目ですが、西原村ではどのくらいの面積の火入れを行っているか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）1,100haでございます。以上です。

○4番議員（堀田直孝君）住民の中には、なぜ火入れをしなければならないのか、火入れの目的、入会権の主張または農家ではない村民まで参加をしなければならない理由は、知らない住民が多くなってきたのではなかろうかと。

この火入れ、目的はダニ駆除ですね。全然牛がいないのに、なぜダニ駆除をしなければならない。そしてまた、火入れは村がさせるわけじゃなくて、村に対して許可を願って、村が許可して火入れを行っている。部落の人は、村のためにしよるよと思っておられる方もいらっしゃると思います。

やはり、権利を、採草権、入会権を持つには義務を果たさなければならぬ、それが火入れということになりますけれども、そのあたりをもう少し詳しく村のほうで説明ができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

阿蘇地域の草原は、堀田議員が申されましたように、火入れにより維持されております。温帯地域に属する日本の風土で、天然の草原は存在しないと言われておりまして、火入れは1万年以上も続いてきたとも言われております。古代には、狩猟や野草の採取を容易にするために、最近では採草放牧地のダニ駆除や野草の芽吹きを促すために行われてまいりました。

また、両小学校での風の子塾では、野焼きの歴史や、野焼きをした草原にしか生息しない猛禽類が生息していることなどを子どもたちに伝えているところでございます。

このように、草原は農村の営みの中に組み込まれた経済基盤の一つであったと考えております。

火入れが行われている原野は、そのほとんどが村有地でございますが、議員が申されましたとおり、その全てに入会権が存在しております。でございますので、火入れは原野を利用する入会権者が主体となって行われてきたものと認識しております。

これから入会地に植林が行われたものを分収林といい、分収林に関する条例では、部落分収林の分収率が村2、地区8と定められており、これはおのおのの権利の大きさに比例していると考えられ、地区は大きな権利を有していると言えます。

近年、火入れの実施が次第に難しくなっております。野焼きボランティアも、なかなか見ておりますと高齢化が、高齢になっておられるんじゃないかなろうかというふうに感じております。植林や防火線設置補助の拡大、考え得る施策をこれまで講じてきたものと思っているんですけども、それでも火入れの継続は、ますます今後、困難になるんじゃないかなろうかというふうに感じております。

今後も、本当に入会権者である各地区の皆さんの意見を聞きながら、講じ得る手段をできるだけ講じて、なおも困難を極めた場合、今後どうしてもできないということであれば、今後どうやっていくのかというのを皆さんと議論を深めて、方向性を見いだしていかなければならないんじゃないかというふうに感じております。

また、この案件に関しましては、市町村長とよく話が上がって、やっぱりどこも同じような認識というか、問題にされているようでございます。草原の維持に関しましては、阿蘇郡市はもとより、熊本県全体で今後考えていかなければならない取組であると考えております。

議会のほうでも、阿蘇郡市や近隣市町村との原野組合等あると思います。よければ、その中でも話をさせていただいて、よりよい案がございましたらご教授いただければというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）もう、まとめます。

今、村長が言われたとおり、やっぱり利権の関係があるということを特に集落の人たちに周知していただきたいと思います。

あと、私が見とるのが、今、鳥子地区が数年前から野焼きボランティアを雇って、やっぱり人員不足を補っております。野焼きボランティアというのをよく見ると、研修受けて、火消し棒もちゃんとして作って、自分の安全対策、何遍か、けがとか死亡とかあったんで、ちゃんとやっております。

じゃ、うちあたりの集落を見ますと、高齢化になっている。町にいる子どもたちに、おい、野焼きだけん、ちょっと出てきてくれ。野焼きのやり方が分からない。防火線を、最初焼くときは防火線をスザリビで切って、そして安全確保ができたなら下からつけて追い火で焼くという基本、そういう火の恐ろしさ。消すときも、火消し棒の消し方も、振りかぶって打ったら火が飛びますね、相手に。たたくというのが基本と思うんですけども、そういうのも知らない人がいっぱいおると。

だから、そういう研修もちょっと、研修というか周知、チラシでもいいですから、野焼きのときに区長さんにそういうのがあれば作っていただいて、火入れの基本、パンフレットじゃないですけども、1枚物でいいと思いますので、そういうのでちょっと周知していただければ、事故も減り、本当の火入れが、人員不足もその辺で解消できるんじゃないかなろうかと思っております。今後、そういうところをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）受領番号2番、3番議員、小城保弘君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

定例会一般質問通告書に従い、2件質問いたします。

まず1件目は、原野の火入れについてであります。

さっきも堀田議員の原野管理についての質問がありました。

そこで、村内の原野火入れについての回答をお聞きしましたが、私は、少し重複するところがありますが、本年度、火入れの際に発生しました失火についてお伺いいたします。

本年3月の原野火入れの際、村内のある原野において、熊本市の植林地への失火が発生し、補植の必要があると聞いています。当集落では、少なくとも負担金があるとのことですが、年々進んでいく高齢化と人手不足により、今後、このような失火は増加していくと考えられる。

失火の都度に地元集落で高額の負担金が発生するのであれば、今後の火入れの存続は難しいと思います。村として、集落の負担を減らす方法をどのように考えておられるか、伺いたい。

○議長（山下一義君）村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君) 小城議員のご質問にお答えいたします。

本年3月6日の火入れでは、当日の天候の急変により、幾つかの集落の火入れ地で突風による失火が発生いたしております。本村のみならず、阿蘇地域の各地で失火が発生しており、熊本県でも事態を重く見て、実態調査と今後の対応策が検討されております。

本村での延焼につきましては、平成21年度に植林が行われました熊本市造林で、令和5年度に植栽による補償を計画しております。

令和元年の火入れでも、同じく熊本市造林約2haが延焼し、失火原因等も勘案して、村が苗を購入、地元集落が植栽を行うことで再造林による補償を完了させた経緯がございました。これを金額で見てもみると、村と集落それぞれがおおむね2分の1の負担をする結果となっております。

今回の事例を基に、関係各集落で話し合いが行われましたが、各区長からは、やはり議員が申されますとおり、負担が大きく、支出が困難であるとの意見が多かったと報告されております。多いところで、1件当たり6万円とかいう集落もございました。

不慮の失火に対する村と地元集落との負担割について、検討を重ねてまいりました。先ほど、堀田議員の質問の中でお答えしたとおり、原野にも入会権が存在する以上、一定の地元負担はやむを得ないものというふうに思っております。

しかしながら、例えば分収林を伐採処分した場合には、その分収率に応じて収益を得ることになりますので、必要な経費も分収率に応じて相応の負担をするべきと考えられます。分収林に関する条例に照らし合わせて、その分収率に応じた負担を行うことが妥当であるというふうに結論づけております。

村内の大部分の森林が伐期齢を迎え、既に県が造林した県行造林は契約満了となっておりますが、伐採後は保安林であることから再造林が必要なため、地元集落では造林の時期、方法等について検討が始まっております。また、近い将来、森林整備センター造林地も契約満了を迎え、約400haの再造林を行う必要が生じ、それぞれの地区では再造林のために多額の費用が必要になることが想定されます。

今回の補償はもとより、今後も発生するであろう経費負担をどうしていくのか、今後は将来を見据えた考え方が必要になるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○議長(山下一義君) 2回目、続けてください。

○3番議員(小城堡弘君) ちょっと新聞を見ていましたら、野焼き安全対策会議というのを阿蘇市で行われております。これが、第1回目としておられます。これ、ちょっと見ますと、阿蘇市のほうは観光の車が燃えて、それがずっと続いたということで、安全対策会議というのを第1回目でされておると。

読んでみますと、いわゆる西原村に似た事情がいっぱいあります。交通規制の問題とか保険の問題、森林などの延焼の問題、いろいろありますけれども、それに火入れの責任者の問題とかありますけれども、そのところは西原村でも安全対策会議というのを別に一つ設けてもらって、今後、何が必要かということをやっぱり話し合ってもらって、保険の問題、今話されましたけれども、保険を掛けたらどうかとか、森林の延長ですね、道を変えてちゃんと焼きやすいようにするとか、いろいろな問題があると思います。

火入れの責任者問題も、区長が責任者に今現在なっておりますが、これを村長の責任で野焼きの決断をするとかいうふうな、いろいろな問題で、野焼き安全対策というのを一遍立ち上げてもらって十分に検討する方がいいのではないかと思います。その点について、いかがですか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）阿蘇市で行われた火入れ対策会議ということで、そもそも火入れの形態が西原村と阿蘇市では大分違うんです。

まず、このことをご説明しておきたいと思うんですが、阿蘇地域は、先ほどの説明では、西原村の場合は原野の所有は西原村で、そこに入会権が民法で定められているんですが、入会権が存在しているというふうなことで、所有は村ですけども、部落の入会権があるので部落が主体で火入れが行われているというような形態です。

阿蘇市の場合は、草原の所有自体が牧野組合になります。だけん、町村が入っていないんですね。ただ、実際に行われる作業としては、何ら変わるところはないというようなことになっております。

そういったことがありまして、従来、阿蘇市では火入れ対策会議が行われたことがなく、今回の事故を受けて、初めて対策会議が行われたというようなことで理解してございます。

本村の場合は、先ほど申しましたように、村の所有ということで、村が音頭を取ってといいますか、そういったことで毎年1回、火入れ前に区長さんと、それから消防署、警察署等にお集まりいただいて、火入れ対策会議を実施してきました。

ただ、今回、いろいろ延焼とかありまして、それと、先ほどありましたように、将来的にどうしていくのかというようなお話もありましたが、従来の火入れ対策会議の中では、火入れの実施の有無の確認ということと日程の調整、それから注意事項の説明というふうなことを行って、一方的な会議というような印象でございました。

小城議員おっしゃいますように、安全対策のためのもっと具体的な会議というのは確かに必要であるなというふうに感じたところでございます。ただ、区長会をそのまま対策会議という形に持っていつてしまいますと、どうしても区長さんは1年交代されていきますので、将来的な見通しだったりとか、

それから先ほど堀田議員からありましたような入会権の認識ですとか、それから安全な火入れの仕方ですとか、そういったのがなかなか、1年交代の区長さんですので、伝わりにくいという印象がございます。

ですので、あの記事、それから今、小城議員のお話を聞いて思ったところなんですけど、将来的に火入れどうしていくのかというような継続的な議論ができるような、そういった会議というのにも必要になるんじゃないかなというふうに感じたところでございます。そういった会議の中で、具体的な安全対策ですとか、先ほどありました指導、講習をどうしていくのかというようなことも議論できればいいなというふうに感じましたので、ぜひやってみたいなというふうに思うところでございます。

それから、火入れ責任者の話がございましたが、この火入れ責任者につきましては、森林法の中で火入れを行う者が村長に対して申請を行わなければならないというふうになってございますので、その森林法に準じて火入れを実施する者、すなわち地区の方でございますけれども、から申請を受け、村が許可をするという形態を取っておるというところでございますので、他町村、近隣では火入れ責任者が村長になっているというような事例もあるようでございますけれども、これは一定の事情があってそうされているというふうに聞いてございます。

森林法上は、どうしてもやっぱり責任者というのは地区にならざるを得ん。仮に、そこを村長にしたとしても、現実的に火入れを実施されているのは、やはり入会権者である地区であるというふうに認識しますので、その責任者を変えることによって責任の所在が変わるかということ、実際にはそうではないんじゃないかなと思いますので、この責任者を変えることについては、ちょっと慎重な検討が必要になるんじゃないかなというふうには考えております。

可能であれば、もちろんそういった方向に持っていきたいとは思いますが、そこら辺は法令等も照らし合わせながら、ちょっと検討せんといかん内容じゃなかろうかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今話を聞きまして、区長さんあたりもだんだん若くなって、先ほど堀田議員が言われたとおり、山焼きのやり方も分からんということで、四、五年前にも山焼きの途中で救急車で運ばれたというような事例もありますので、山焼きについては、やっぱり安全対策会議などを、また別に区長さんの説明以外にも少し考えてもらって、してもらえたらいいかと考えておりますが、前向きにその方向は考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○3番議員（小城保弘君）続きまして、西原村の農業振興についてお伺いいたします。

現在、西原村の専業農家と言われている農家が、これ畜産業を除いてですが、平均年齢が72歳ぐらいと言われているようだが、年々高齢化していく農業産業について、村としてどのように考えておられるか。

また、新規農業者や認定農業者などには国や県の補助事業があると聞くが、50歳以上の農業の後継者は何か利点のある補助はないのか、伺いたい。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）全国的な農業人口の減少は、1960年代に始まり、1970年代以降、今日まで、減少に歯止めが利かないような状況でございます。特に、近年の減少は著しく、農林業センサスの結果によりますと、全国の基幹的農業従事者は、この10年間で34%の減少となっております。

また、本村の認定農業者の平均年齢は66歳で、全国の農業従事者の平均年齢66.8歳とほぼ同等の数字となっており、本村でも農家の減少と高齢化は全国と同様の状況でございます。

昨今、世界や我が国の食料安保の潮流が大きく変わりつつありますので、国の農業政策の転換に期待するところでございますが、本村では今後も生産者団体等と密に意見を交わし、生産振興を軸とした農業振興を図ることで農村の維持のために努めていかなければならないと考えております。

また、50歳以上の就農に対する支援でございますが、若い年齢での就農とは家族構成や経済的状況が異なることから、若年での新規就農と同等の考え方はなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。地域の担い手となり得るのであれば、地域計画、いわゆる人・農地プランへの登載を促進する等により、認定農業者と同等の支援が受けられるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、産業課長よりお答えいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、年々高齢化していく農業産業についてどのように考えているのかということでございます。

全国の基幹的農業従事者の減少率は、村長が申しましたように34%ですが、本村の基幹的農業従事者は約18%の減少率で、全国と比較すると緩やかに減少しているということがうかがわれます。

一方で、全国の法人経営体数、法人化された経営体数は、2005年の8,700経営体から2015年の1万8,800経営体へと約2.2倍に増加しているという状況です。近年、農林水産省は、収益性の低い水田経営を規模拡大により維持するために、全国の担い手への農地集積を8割まで引き上げるということを目標とした施策を講じておりまして、そのため家族経営体が減少し、法人経営体が増加した結果として表れているのかなというふうに見てございます。

本村は畑作中心でございまして、甘藷で申しますと、1経営体当たり1haから2haの規模で経営が成り立つということなどから集積の必要性が低く、また近年の好調な甘藷販売と相まって、緩やかな農業従事者の減少にとどまっているんじゃないかなというふうに推察しております。

そうはいいまして、本村の認定農業者の平均年齢、村長が申しましたように66歳ということで、全国の農業従事者の平均年齢と比較しても同様の傾向にある、高齢化の傾向にあるというふうに見ております。

従来、村では、それぞれの生産者団体で進められてきた品質向上、生産性向上などを中心とした生産振興の取組、これを軸に重点的に支援をしてまいりました。さきに述べました甘藷をはじめとする本村の農業情勢を背景に、これまでの取組の成果も相まって、就農相談数や新規就農者数は県内でも少くない状況になっております。

今後も、村長が申しましたように、生産振興の取組、これを軸に農業振興を図っていききたいというふうに考えてございます。

それから、50歳以上の農業後継者には何か利点ある補助はないかということでございますけれども、本村では、甘藷をはじめとする好調な農業情勢を背景に、新規就農相談が非常に多く見られてございます。また、新規就農に該当しない50歳代、60歳代での農業継承というのもし散見されるというような状況であります。

49歳以下の新規就農者に対して行われてきました農業次世代人材投資事業、これは経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対しまして、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的としておりまして、令和4年度から新規就農者育成総合対策として制度の組替えが行われたところです。

村長が申しましたように、50歳代以上で経営継承される方と若年で就農しようとする方では、経済的基盤や家族構成も大きく異なりますので、若年で就農する方と50歳代以上で就農される方を同等に考えるのは理解が得にくいのではないかなというふうに考えております。

一方、認定農業者制度といたしますのは、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて経営の改善を進めようとする農業者の計画を認定し、資金や補助事業等の支援措置を重点的に講じようとする制度でございす。目標とする経営規模や所得による認定基準が設けられていますので、この認定基準を満たす計画の策定が可能であれば、50歳以上でも認定農業支援することができるということでもありますけれども、従来、家で経営されとった面積をそのまま継承されるということであれば、なかなか認定農家にすることは難しいかなというふうに考えております。

平成24年に人・農地プランという制度が始まりましたけれども、今年4月からはこれが法制化されまして、地域計画という形に変わっております。この人・農地プランは、地域の中心経営体を明らかにし、将来の中心経営体へ

の農地集積計画を記載するというようなもので、本村でも平成24年度以降、順次策定を行いまして、圃場整備事業の完了した日向葉山地区の計画を平成31年度に策定したことで、村内全域をカバーできる計画が完成しております。

人・農地プランの中では、農地の集積等により地域農業を担う農業者を中心経営体として位置づけ、その中心経営体に位置づけられることで認定農業者と同等の資金面や事業面での優遇措置が受けられることとなっております。したがって、50歳以上の就農で認定農業者の認定基準を満たすことはできないけれども、農地の集積等々により人・農地プランの中心経営体となり得る農業者ということであれば、認定農業者と同等の支援が受けられるということになっております。

いずれにいたしましても、地域農業の担い手として農業を営む農業者に対し、支援制度が準備されているものというふうに解釈をいたしてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今、言われた農業振興のほうに大分されていると思いますが、実際的に、今、農業をやっている子どもさんたちが、今65歳まで会社勤めやっておりますけれども、大体60歳以上、今、甘藷のほうがちょっと利益がいいので、ちょっと早めに辞めて親の跡を継ごうかという人もいっぱいおられます。

その継ぐ場合、新規農業者あたりは、要するに補助金があつて、多くの土地を買って、よそからも、要するに金もこうたかです。でも、家の跡を継ぐとなれば、要するに一反未満の畑、田んぼ、いっぱいあります。そこを何とか荒れ地にせんなもっていくような魅力をやはり跡継ぎ、後継者ですね、50歳以上の後継者たちに、ああ、これならちょっと増やしていかしたっちなえばいというような利点のある、魅力のあるやり方は何かないかと。

また、こういう補助がありますよというふうに、やはり後継者も今まで勤めておられた、全然農業をやっていない方ですので、やり方も分からんから、親から習ってせにやいけんですね。そこのところを、もうちょっと利点のあるといいますか、魅力が出てくるような50歳代以上のことを考えてもらいたいと思います。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○3番議員（小城保弘君）いえ、いいです。終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの堀田議員の質問に対しまして、村長のほうから追加答弁を、説明

をお願いいたします。

村長。

○村長（吉井 誠君）先ほど、堀田議員のほうから避難に関しての運動公園、また総合体育館の収容人数ということで話がございました。

防災公園全体の避難地、避難場所として、最大収容が2,900人でございます。

総合体育館に関しましては、アリーナが1,541平米ございまして、750名の収容となっております。1人当たり、大体アリーナで計算しておりますのが2平米ということですので、畳1枚よりちょっと大きい程度かというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）受領番号3番、7番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）7番議員、西口です。

通告件数2件、質問させていただきます。

マスク外して大丈夫ですかね。

第1問目、総合運動公園整備についてお聞きをいたします。これにつきましては、各議員さんに公園整備の計画配置図の資料を渡しておりますので、分かりやすいように配付させていただきました。よろしくをお願いします。

隣接する小森団地住民の方々の移動に対しての道路の確保はどのように考えているのか。また、車や歩行者の通行はできないかということでございます。

現在、小森住宅のお住まいの方々、年齢的にも高齢化の方々が多いんじゃないかなと思っております。押し車の方も結構おられまして、また高齢者の車の方も相当おられます。現在、買物に行くにしても、災害住宅の今現在ありますところを活用しての買物というようなことも聞いております。

5日に公園整備の入札があったと思ひまして、昨日、報告を受けましたけれども、本格的に工事着工に入るわけでございますけれども、工事中はどのように考えておられるのか、まず1点目、村長、お願いします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）西口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の総合運動公園整備に関する道路の確保というのは、現在の小森団地から東側への農道へ接道している道路のことであると理解いたしております。

工事中に関しましては、2mぐらいの人が通行できるような場所を確保して、住民の皆さんが通れるようなスペースをつくりたいというふうに、現状、計画をしております。

車のほうは、今のところ、計画をされていないのが現状でございます。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）先般、課長にお伺いするときには、歩道もないというふうな話合いでございましたので、それでは困ると、お年寄りだけで押し車での買物もございますし、そういうことであれば、皆さんが県道を渡って向こうの歩道に渡らなければいけないというような状況になりますので、非常に危険な状態でございます。

今、横断歩道も、体育館のすぐ西の農免道路ですかね、農道あります。そこからの部分に歩道が1か所ありますけれども、この工事で中の仮設住宅の跡地を通行できないとなると、県道を回って遠回りの買物になります。

この小森の高森線は一直線で、非常に車のスピードもありますし、押し車で渡るとか、足も皆さん悪うございますので、ゆっくりしか歩けません。こういう危険な状態をいつまで続かせるのか。

工事も、多分1年以上かかると思います、今から。来年秋にはというようなお話でございますけれども、多分来年12月頃までかかるんじゃないかなと私は思っております。そういう危険な目に遭わせる住民は、村としても考えなくてはならないと、我々議員にも地元から何度となくお願いをされました。どうしても、ここは我々の生活道路ですので、よろしくお願いしますということです。

質問するにも、さっきお話ししましたように、課長のほうから道路ありませんよと、設計変更すると、また申請し直さなきゃいけないので、できませんという、なんごつかいと。

やはり、我々、今まで村を守っていただいた先輩方が、震災の後、仕方なく仮設団地おられますし、こういう人は、我々村の住民は温かく見守ってやって、老後も安定した生活ができるように確保してやるのが我々行政じゃないかと思っておりますので、ぜひあの道路は工事中、絶対通れるように、2mと言われますけれども、車で通られる方もおられますので、2mはちょっとどうかなと。今、お聞きしまして、やはり最低3mはないと非常に不便を感じます。

お年寄りですので、間隔も我々、私も高齢者ですけれども、若い人はいいいんですけれども、高齢者の方は間隔が狭くなってしまうので、道路の確保は、公園が少し遅れても後で補修できるじゃないですか、芝生の移動とか。だけん、確保はある程度広く取っていただいて、あの人たちを危険にさらさないための準備をしていただきたいと思います。どうでしょうか、村長、その点。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私も、西口議員のお話があったように、やっぱり工事に

関しても、ちょうど端っこなんで、離合とか十分できますので、そこら辺は柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

もう一つが、隣の用地ですね、それを確保できたら、現在、隣の用地が道幅が4mほどございますので、そこで付け替えが可能ではないかというふうには考えております。なかなか、隣の用地の話があまり進んでおりませんが、用地確保も同時に進めて、できなければ、言われたとおり3m、4mも、2mも3mもほとんど変わらないと思いますので、端っこなんで、そこら辺は単管パイプで防護柵を作ったりとかして安全を確保して、3m、4m道路を造るようにしたいというふうに思います。以上です。

○7番議員（西口義充君）今の村長の答弁を聞いて、安心をいたしました。

やはり、公園の芝生は後でゆっくりまた、増幅すればできますので、隣の土地を買えれば、また広くもできますし、そういうふうに行政のほうでやっていただければ、今までどおり小森住宅の皆さんが安心して生活ができるんじゃないかと思っておりますので、行政のほうではよろしくお願いいたします。

これも、今まで皆さん心配しておりましたので、報告をして、道路は確保しますよというふうなことはお伝えしたいと思っております。道路が広くなるということで、この質問に対しては終わらせていただきます。

次に、2点目、台風14号による総合体育館の雨漏りについてですけれども、先ほど堀田議員さんより体育館のメンテナンスに対しての質問をされて、内容も重複しますので、まず2点ほど、ちょっと質問したいと思います。

1点目の、最初、台風14号のとき、避難場所、構造改善センターというふうなことで避難されていたと思うんですけれども、その中で急遽総合体育館に移動しなければいけなかったというふうな状況になったということでございます。そして、雨のひどい中で移動だったので大変だったと。こんな、高齢者の多いときはどうするのか、こういう危険な状態のとき。なぜ、そういう雨のひどいときに体育館に移動させたのか、その状況をお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）台風14号につきましては、9月16日に対策会議を開き、気象庁の資料によりますと、9月18日の夜から19日の明け方にかけて、大型で非常に強い台風14号が熊本に接近するとの予報であり、17日時点では雨風はあまりございませんでしたが、予備的避難を可能にするために、早めに17日の17時から、警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、避難所を構造改善センターに開設しました。

17日午後の気象庁の資料により、大型で猛烈な強さの台風が18日から19日にかけて接近または上陸するという話が新しく資料が入ってまいりました。そこで、特別警報級の台風で早めの避難をするようにということで、9月18

日の午前8時に役場で災害警戒本部を設置し、その対応を協議しました。それで、警戒レベル4、避難指示を発令し、今後、避難者が多く見込まれることや新型コロナウイルス感染対策や停電時の発電機能がある総合体育館に避難所を開設しようということで方向転換しておりまして、改善センターは、新型コロナウイルス感染や要支援者等の個別対応が必要な場合の予備避難所として確保することにしました。

移動のときは、私が聞いています限りでは、その時点では天候も落ち着いており、改善センター避難者は役場職員などの送迎等で総合体育館に移動していただいたという報告を受けております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）コロナが蔓延しておりますので、そういう災害対応も必要であるとは思いますが、やはり今回、小降りだけよかったと思えますけれども、今後も多くの災害が発生する予想はされます。改めて、村としての災害対策に対しての危機管理、多面化する災害に対しての対応策というのは考えていかなければいけないと思っております。

熊本大震災におきまして、西原村では早くから発災型対応の訓練を起しております。県下でも初めて、今そこに座っております小栗主任と考え出して私がやったわけでございますけれども、これも600人体制以上で訓練を行いました。そういう訓練も、やはり災害というのは、いつ起きるか分かりません。先ほど堀田議員も言いましたように、日奈久断層もあります。いつ起きるか分かりません。また、報道によれば、益城町にも2本ほど大きな断層はまだ残っているというふうな状況でもございます。

やはり、地震も台風も、今からまだまだ気象の変化で大きく変わっていきますので、そういう場合、村としてどういうふうな対応していくのか、消防団、役員さんも兼ねて早めに準備をしていただきたいというのが我々の希望でございます。

村は、県も認めておりますように、消防団が頑張っておりましたので、いち早く人員の確保、多くの方の人命を救助いたしましたので、村長を中心にそこを頑張りたいと思っております。その点、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、思っていますのが、台風14号を経験して、課、役場全体または消防団と、もう一回、反省点とか、こうやったらよかったというのをまとめておけばよかったんじゃないかというふうに反省をしております。

今後もいろんな、地震だったりとか風水害または北朝鮮とかのミサイル等の心配もございます。そこら辺も含めて、やっぱりもう一回、総合体育館ができたりとか、周辺の公共施設もございまして、今回の14号では河原小学校の体育館が滝川の浸水区域に入るという話を、新しく情報が上から下りてきてまして、今後、そういうのも含めて全体的に考えなければならないんじゃない

いかというふうに認識をしております。

これに関しましても、やっぱり皆さんの意見を聞いて、なるべく早く進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）体育館の雨漏りの件は、先ほど堀田議員さんよりありましたけれども、今後、まだ工事がされていないというようなことで、なかなか設計のほうでも対応に応じないような、何かひどい業者だなと私は思っておりますけれども、我々一般住宅からすれば、普通、今の住宅は10年保証がついております。公共工事は1年だと思っておりますけれども、やはり建物というのは、人間、衣食住ありますけれども、その中で大事な3つの要素の中に入っております。

体育館は、大きな避難場所でございますので、いち早く話を、もう強力に、こっちはお金出しているんですから遠慮する必要はないと思います。あんたたちは何かい、大きなお金を使って仕事、させてやったというといかんですけれども、仕事をお願いしとただけで、向こうの欠点は分かっておりますので、いち早く三者協議していただいて、早く対応して、住民の方が安心して避難されるような体育館にしてください。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）お二人の議員さんからご指摘がありました。

本当、一日でも早く、もし先方さんが渋ったりとか時間を要するような感じであれば、一旦、村のほうで補修工事をやって、先方さんからお金を、訴訟であったりとかいう体制を取らざるを得んのかなというふうに思っています。

もう一方で、今、県のほうに調べていただいているのが、現状、恐らく風速約36mぐらいまでは耐え得るような設備みたいなんですけれども、それが建築基準法とかそういうので定められているやつかどうかをもう一回調べて、それからどういう割合で、どこが負担するかとかいう話になってくると思います。いずれにしても、多少長くなると思いますので、早期にうちのほうで補修して、それから請求するという形も考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○7番議員（西口義充君）村長が常に前向きで、今、頑張っておりますので、我々住民は安心しておりますけれども、やはりあの体育館、総合防災センターとしての体育館でございますので、早急にお願いしたい。

また、大雨だけじゃありません。西原村は、春一番の台風みたいな風が来ます。あれは泥を舞い上げますね。もう西原村中、家の中、サッシを閉めても真っ黒になります、うちの家の方は特に。そういう状況で、あの通気口

は、その場合は体育館も真っ黒になってしまいますので、なるべく早く、そういう話をしながら修理をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号4番、9番議員、桂議員に事前にお断りをおきます。

12時過ぎましたら、区切りのいいところで暫時休憩してよろしいか、確認をしておきますけれども、それか、もう最後までいくかを。（「いいです、30分あれば」の声）大丈夫ですね。じゃ、長引くようであれば、暫時休憩で取らせていただきます。

受領番号4番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）なるべく短く質問しますので、よろしくお願いします。

9番議員、桂です。

今回の質問につきましては、住民の皆さんが何不自由なく安心して暮らせる村を目指す中で、日常生活の中での、現状、問題と思われる次の2点についてお尋ねします。

まずは、商業施策についての質問でございます。

本村の高齢化率32.1%、現在、3人に1人は高齢者というふうな状況になっている中で、買物弱者という言葉をよく耳にします。本村においても、他人事ではないと思います。買物に行きたくても足がない、身近に頼れる人もいない、不自由を訴える人の声をよく聞きます。近くに店があればなど、1か所で一遍に買物ができるといいけどなという声もよく聞きます。

自家用車を所有しておられる方には、近隣の大津町や菊陽町、益城町等の商業施設で買物をされる方が多いように思います。しかし、高齢者や体の不自由な方々の多くは思うように買物ができず、不自由を感じておられると思います。また、高齢者の運転免許証を返納された、そういう方の問題など、不安を感じておられる方は少なくありません。

村長は、村民の声を聞いて実行すると約束されております。その5つの柱の一つである「商工観光業の発展」の中に、商業関係者と積極的に協議を実施し、西原村に合った商業施策の充実を図り、地元事業者の継続的発展を目指すと掲げられておりますが、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

西原村に合った商業施設の充実を図り、地元事業者の継続的発展をどのように取り組んでいくかというご質問でございます。

先ほど、桂議員より話が、お年寄りとか高齢者の方が買物が不自由で、どうにかできんかという話は私も聞いております。また、商業施設につきましては、令和3年10月に、地域福祉計画作成に伴い、アンケート調査を実施しております。

その中で、西原村は、とても暮らしやすい、どちらかといえば暮らしやすいと答えた方が約79%、8割ぐらいの方が暮らしやすいということではございましたが、逆に西原村の暮らしにくいという点でアンケートを実施しております。その中では、1番に買物がしにくいということで、全体の約60%の方がやっぱり不自由さを感じておられます。

次に、第5次西原村総合計画後期基本計画において、「住民のむらづくりへの評価の背景」として、「日常の買物等の不便さ」を訴えられている方が57.4%、そして分野別の重点項目として、産業振興の商業分野の第1位として、「大規模な店舗（スーパー等）の誘致」が49.1%という結果が出ております。この結果に関しましては、住民さんの本当切実なる声として受け止めております。今後の西原村の大変重要な課題であるというふうに私も認識しております。

高齢者の方やお母さん方から話をお聞きしていると、本当に買物がしにくいといった話を多くの方から聞いております。具体的な施策としましては、現状、現在の西原村の人口では、なかなかディスカウントストアなどの商業施設の立地は大変厳しい状況であるというふうに思っております。

例えば、試験的になんですけれども、プレハブを設置して、例えば商工会や観光協会にお願いして、そこに食料品、日用雑貨等の搬入を行い、地域おこし協力隊などを活用して販売または高齢者等の見守りを兼ねて配送できるシステムができないかというふうに考えております。後ほど、桂議員が、またご質問があるかと思うんですけれども、公共交通の在り方でございますが、公共交通と併せて、その中で配送とかマッチングができないかというふうにも考えているところでございます。

村内の商工関係業者で取り寄せが難しいときには、現在、インターネットとかでお願いすると、もう次の日には届いたりしますので、そういうのを活用して試験的にできないかというふうには考えております。

今の萌の里が、農家さんがそれぞれ萌の里に納品して物を売られています。今回は、商工業の関係の方があるところに物を納品していただいて、人件費は地域おこし協力隊などを活用して、一つのところで、できるだけ高齢者とかお母さん方が買物ができるような仕組みができないかというふうには考えているところでございます。少しでも住民さんにとって便利になる仕組みができればというふうに思っております。

いずれにしても、プレハブとか冷蔵庫の設備、あと人材確保、どうやって配送するか、あとシステム構築、費用面、村の財政状況等を含めて、商

工会や観光協会、ここにおられます議員の皆さんと協議して、お知恵をお借りし、西原村に現状合った商業施設の充実を図っていければというふうに検討しております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）2回目の私が聞こうと思った商業施設の問題、そこまで触れられましたので、商業施設というと、皆さん方が本当に欲しいのは商業施設、要するにそこに行って買いたいというのがあるんですよね。それが一番じゃないかなと。

皆さん方と話をしよったら、そういうところに行って、楽しみもあるということです。持ってきてもらうのもいいですよ。でも、行ってから買物する、それはやっぱり自分たちのストレス解消にもなるですよという話も聞くんですよ。

だから、次の商業施設というのでお尋ねしようかと思ったんですが、しかし、衣類とかそういうものを買いたいときに、西原村にないんですよ。そうしたら、やっぱりどうしても外に出て買物しなくちゃならない。そういうのもありますので、やっぱりそういう関係のものもある商店街、要するに昔は、西原村には山西と河原ありますけれども、山西地区は万徳地区が大体中心だったんですよね。大体20軒ほどの商店街が並んどったんですよ。だから、山西の人たちはそこで買物ができとったんです。河原は門出地区にあったんですよ。だから、そういうふうにして、中心部にそういうふうに行物ができるような場所というのを、やっぱり昔からずっとそういうのを皆さん方、考えていたんですよね。そしたら、そこに行って買物ができる。

ところが、今の西原村を見たら、商店は、実際は河原に1つ、それと山西側に1つしかないんですよ。やはり、皆さん方が不自由している、そこまで行かないかんという不自由が物すごくあります。高齢者の人は、そこに行って買物する足がないというのもありますので、そういうところも考えて、やっぱり中心部にそういう買物ができるような、そういうのを持ってきてほしい。それが商業施設じゃないかなということでございます。

その商業施設誘致については、村の人口も大きく問題になると思います。今後、村の人口増に向けた、西原村はベッドタウン的な、要するに周りの大津町、菊陽町、それと益城町にしても、企業がそちらのほうに、今、大きい企業ができてきている。そしたら、西原村はベッドタウンというところも考えて、それを視野に入れてやっぱり進めていかなくちゃならないのかな。そうすると、人口も増えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後は住宅地造成計画を考えながらも、そのためにチームをつくって、議論をしていく場も必要になってくるんじゃないかな。そしたら、商業施設とかそういう問題も、一つのそういう中で話し合えてできやしないかなというふうに思いますが、村長に考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、この商業施設の誘致に関しましては、幾つか問合せをしております。やっぱり、流入人口が3万人ぐらないと立地はなかなか難しいという話を伺っております。誘致のために、例えば補助金を幾らか出したら来てもらえるかという話もしたんですけども、なかなかやっぱり、なりわいであり、赤字が見込まれるところの立地は難しいということで話を聞いているところです。商業施設の誘致に関しては、現状、そういう感じなのかというふうに思っています。

一番の近道は、やっぱり議員さんが申されましたとおり、人口増ですね。近隣には大規模な工業団地等もできますので、ベッドタウン化として、これからアクセス道路の整備だったりとかいうのも将来的に、総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。その中で、チームとか集まりを設けてはどうかという話がございまして、人口増加につなげていくプロジェクトチームにつきましては、これからの西原村をどのようにしていくかということで、チームまたは委員会を設けることは本当に重要ではないかというふうに思っております。

現在、西原村の総合計画や国土強靱化地域計画など各委員会がございまして、その中では議員さんも入っておられます。できましたら、まずは既存の委員会で話をちょっと広げて、枠を広げてもらって、将来の西原村に対して総合的に話ができるような場所ができればというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）将来を見据えて、やはりいろんな人たちが寄って話せる場というのが必要じゃないかなというふうに思っております。これは、次の問題についても同じじゃないかなと思いますので、じゃ、次に移らせていただきます。

本村の交通網についてということで、次、挙げておりますが、現在、運行されている路線バス、これは今、木山、山西経由、大津路線の運行の必要性についてお尋ねしたいというふうに思います。

この路線バスは、私たちが子どもの頃は山西が終点で、木山山西線、それと大津山西線が2つあったんですよ。今はもう、多分これを知ってる人たちは、多分年いっている人でないと知らないかなというふうに思いますけれども、そういうふうにして、西原村は以前から産交さんに、助かっと思ったですね、お願いして。

この路線バスは、万徳にそれぞれ車庫が2つありました。あったことを私は記憶しているんですが、当時は自動車を所有している家族はほとんどなかったから、それを利用して大津、熊本に行く道を運行してもらっていたから、それで皆さん方は足として使っておられたということでもあります。

私が、高校に通学する頃には、今の状況になっていたんです。山西経由で
大津と木山の線があったんですが、そのときは満員になったですよ。バスを
利用する人がもう満員で、雨が降るときは乗れないときもあったんです。私
たちも乗れずに、次のバスを待ったこともあります。それほど皆さん方は、
住民としては使っておられたということなんです。

赤字路線で厳しい運営を余儀なくされているバス事業者に対して、現在は
廃止路線バスとして運行補助金を交付し、路線の維持をお願いされておしま
す。運行補助金として、昨年度は1,117万8,000円、うち1,000万円ちょっと、
県から補助されております。これまで、毎年1,000万円以上もそこに補助し
ている状況でございます。

この補助金は、村民の税金から支払われておりますので、もっと住民の皆
さんが利用できるように運営していかななくてはならないというふうに思っ
ております。これは、今、利用している人たちは、ほんの一部だろうと、でも、
今、高齢者、さっき言いましたように、ちょっと体の不自由な人も乗れるよ
うな、やっぱりそういう工夫もしていかないと、せっかくここに1,000万円
つぎ込んでやってるわけですよ。そういうことも考えながらやってもらい
たいなと。

令和3年度の主要施策の成果の中で、総務課が抱えている生活交通維持を
見てみますと、いろいろな問題があります。この路線バスは、私たちが知る
限り、十数年前から赤字路線として、毎年、挙げられてきておるんですが、
これまで何の解決策も見られませんかということで、私も一般質問しているん
ですが、何か全然解決されていない。

現状、どのような人たちがどのくらい利用されているのか、調査されたこ
とあるのかなというふうに思います。そして、いつまでこの路線バスを利用
していくのか、次を考えていくのか、でも次を考えるととっても、いきなり
やめて次を考えるわけにはいかんから、そういう点でちょっとお聞きしたい
と思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）お尋ねの産交バスにつきましては、令和3年9月時点、
木山産交起点、山西、森経由、大津産交終点の営業距離25.2kmと、木山産交
起点、山西、岩坂経由、大津産交終点の営業距離25.5kmと、土林起点、山西、
森経由、大津産交終点の営業距離16.8kmと、土林起点、山西、下岩坂経由、
大津産交終点の営業距離17.1kmの4系統がございます。

令和3年度の運行実績につきましては、輸送人数は1万95人で、前年度は
1万720人でございまして、前年比5.8%減少しております。

4系統の経常欠損額の2,835万2,000円につきましては、沿線の町村である
益城町、大津町、西原村で営業距離により補填をいたしているところでござ
います。それぞれの負担を申し上げますと、益城町、営業距離7.4kmの2系

統で670万6,000円、大津町、8.4km、8.7kmの4系統で1,047万3,000円、西原村、9.4km、8.4kmの4系統で1,117万3,000円となっております。

この補助制度につきましては、平成3年度から始まっており、平成6年度からは廃止代替えバス路線となり、欠損額を補填しているところでございます。この欠損額の補填分につきましては、県生活交通維持・活性化総合交付金104万円を差し引いた村負担分の8割を交付税措置されることとなっております。

これから検討を行いますデマンド交通が、この交付税措置の対象になるか、ならないか。また、この路線に関連する益城町、大津町とも、今後、協議を行う必要がございます。

一方で、県の生活交通維持・活性化総合交付金の路線バスの補助金にしましては、令和6年度までで、今後、終了予定ということで話があっております。今後は、この補助金が路線バスからデマンド交通やコミュニティバス等の支援にシフトしていくかもと県から話があっております。

令和4年9月の定例会のときに、尾崎議員からの質問でお答えしております。特に、高校生の送り迎えとか、多くの保護者の方々からも、どうにかできないかということで声を聞いております。現在の高校生が市内や大津方面へ通学する場合、公共交通機関はもう路線バスのみとなっております。時間が合わない場合は、本数が少ないというご意見や、県立高校の朝課外につきましては廃止の検討をされているということを伺っておりますが、私立高校や部活等もございますので、今後どのようになるかは不透明なところでもございますが、バスの利用者は年々減少傾向にあるようでございます。

大津町さんが、大津町地域公共交通計画（案）ということで出されております。肥後大津駅を利用する西原村の居住者が、今、14名中11名は、約79%になるんですけれども、家族等の送迎で移動しているというふうにヒアリング結果が出ております。

現在、熊本市方面の高校に通学しておられる生徒さんにつきましても、バス通学はどれだけおられるかはちょっと不明な状況となっております。また、市内方面の通学生徒の定期券につきましては、山西方面、西原方面で乗って、それからまた木山で一旦乗り換えて、定期券が非常に高くなるという話を聞いて、一部では、もう木山までお父さん、お母さんが送って、それから通っているという話も聞いています。

村内の公共交通網につきましては、産交バスと別に、現在、たかもり号が運行しております。村内の停留所も4か所増えております。高校生がどれだけ乗っているかと、あまり見ませんけれども、熊本市内方面や市内の高校に通う高校生にとっては、本数だけ見ると利便性が増しているかもしれないということで期待をしております。

先ほど申しましたように、産交バスにつきましては、益城町、大津町の協

力があってこそ運行が成り立っている状況でございます。大津町が地域公共交通計画をつくられていますけれども、よければ西原村も一回同じような資料を作って、その資料を基に、今後、皆さんと議論したり、いい案があれば進めていければというふうに思っています。交通計画を今後、当初予算にでも上げさせていただいて、今後、議論の材料にしていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）私が聞きたいことを全部答弁されましたので、実際、平成23年に私が一般質問してるんですよ。前村長も言われたのが、益城町と大津町以外、同じように料金払ってやっているということで、なかなかそこと話をせないかんけれどもということだったですね。

だから、今から先は、交通網というのは、そこのつなぎをどうしていくか、だからやっぱり隣の町と話をしながら、そして皆さん方が使いやすいことをやっていかないと、いつまでたっても何かこの感じが、そして便数が少ないじゃなかですか。そしたら、バス停まで来ないかと。高齢者の人、来れんですよね。そしたら、もう限られるんですよ。だから、その高齢者が、もう要するに使えるような、やっぱり工夫はしていけないかん。

こういうのも、やはり巡回バスでもいいし乗合タクシー、そういうものを検討しながら、すぐこれをやりなさいというのはできないんですよ。だから、そういうものを検討しながら、西原村に合った交通網というのをつくらないと、いつまでたってもこれ、ずっと同じことが続くんじゃないかな。だから、どこかでやっぱりそういうものを検討しながら、本当に西原村はこういうのがあったほうがいいなというようなことを考えて、皆さん方と話し合っていていかなくちゃならないのかなというふうに思って、今回、質問させていただきました。

最後に、本村の皆様方と、やっぱり地域懇談会を開いてもらったり、前は各集落で懇談会ばしよったじゃなかですか。そういうのでいろんな意見を聞いてもらって、そしてそれでチェックしてもらって、どういうふうなのがいいのか、商業施設も一緒にしたね、そういうのも全部踏んで、やっぱりそういう座談会をやってもらって、そしてそこでいろんなアンケートを取ってやってもらいたいなというふうに思いますが、その点について、最後に。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）先ほどの交通関係につきましても、西原村のみだけで考えるのではなくて、最近、空港周辺4か町村、益城町さん、菊陽町さん、大津町さん、町村長と話をするんですけれども、交通形態はやっぱりどこも問題みたいで、できれば1町村ずつやるよりも、考えようによっては4か町村合わせて、空港も開港になりますし、東海大もできますので、そこら辺で協力してできないかということで話をされていまして、今後、そういうのも含め

て検討していければというふうに思っております。

座談会に関しましては、今のところ、私が時間が空いているときに、集落のサロンとか、消防団の会議とか、保育園、小中学校の行事であったり、先日は同和教育、昨日が甘藷部会とか、老人会の集まりとかに参加させていただいておりまして、多くの方から話を聞かせていただいております、その中でも結構最近多いのが、役場の中で会議が多過ぎるということで、各課それぞれやっております、日にちが違ったりとか、もうどうせ1日休まなうだけ、各課で統一して、この日といって、午前はこの課、午後はこの課とかでやってくれんかというのが非常に多くて、自分としましては、今、会議とか集まりがあるところに相手と呼ぶのではなくて、こっちから出向いて、その時間を少し割いていただければ座談会形式であれば一番いいのかなというふうに考えています。

一方で、若い人たち、やっぱり忙しいという話を聞いています。LINEとかのSNSを使って、地域座談会的なものできないかというのを考えています。LINEとかを使えば、いつでもどこでも参加できますので、相手もどういった人が投稿されるとか分かりますので、誹謗中傷とかも少ないと思いますので、そこら辺も今後考えながらできないかというところで模索しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、答弁があったように、いろんな形でやっぱり皆さん方と話す機会、そういうものを取り入れて、西原村が今から先、将来の西原村をどうつくるかで考えてみてほしいな。だから、交通網にしても食生活にしても、やっぱりそういうものも織り込んだ考えを持って、今後、進めてもらいたいなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 0時59分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さんにお知らせいたします。

4番議員の堀田直孝君が体調不良のため早退しておりますので、お知らせしておきます。

受領番号5番、2番議員、高本孝嗣君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。

通告書のとおり、2件、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、鳥子第2工業団地、仮称ですけれども、について質問させていただきたいと思います。

第2工業団地の整備について、進捗状況について、地権者の説明会時には来年の3月に工事着工を目指すとしておられましたけれども、何かどうも遅れているように思われます。団地計画予定地及び周辺の測量及び設計なども踏まえ、現在の進捗状況はどのようになっているのかということです。

今年の8月に、第2工業団地造成予定者の方々に測量などの立入りの説明会をされたと思います。そのときには、来年の3月には造成着工を目指すという説明がありました。

その後、進捗状況がいまだに、まだ地権者の用地の購入等の話がなされていないように思われます。

今回の工業団地造成については、ご存じのように、菊陽町へ進出するT S MC関連企業も大きく期待していると思っているところであります。

昨日の全員協議会の中で説明されましたけれども、この質問については、再度質問させていただきたいと思います。まず、それが1点目でございます。

2番目につきましては、今後の計画について、計画設計による区画予定地の面積等は妥当な計画配慮となっているのか。また、団地周辺の道路網の計画はどのように構想を持っておられるのかをお尋ねしたいというふうに思っております。

造成予定地は、私たちの地元住民としては、通称迫ノ谷と言っているところでもあります。用地としては、県道山西大津線に沿った長方形で、また県道に沿った勾配地形がうだねられており、出来上がりの区画の造成並びに県道に沿った並びだと思えます。その造成区画数は幾つあるのか、また、1つの区画の規模はどのくらいの面積になっているのかということ、このことについても、昨日、全員協議会の中で説明がありましたけれども、再度計画状況をお願いしたいというふうに思っております。その、まず2点をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えします。

お尋ねの現在の進捗状況でございますが、現在、2本の委託業務を行っております。1本目が工業団地造成測量業務、2本目が工業団地造成設計業務でございます。2つ合わせまして、約9,600万円でございます。

現在の出来高ベースで申し上げますと、進捗率が85.1%となっております。測量業務に関しましては、ほぼ完了しており、設計業務に関しましては、全体的な設計も完了しております。現在は、県へ申請しております開発許可申請の協議を行っております。

今後の予定といたしましては、12月下旬に進捗を含めた地元説明会を実施し、1月中旬に開発許可申請の大規模開発連絡協議会を県と行う予定でございます。

最終的には、開発許可申請及び農転の許可が順調にいけば、2月中に両方の許可が下りる予定でございます。

用地等の兼ね合いもございますが、このような造成工事につきましては、一般的に流末排水、調整池、本体造成工事の順に進めてまいります。下から順にですね。まずは、流末排水、これは馬場公民館前の村道直の排水路改修を3月までに、当初の目標どおり、3月を目標に発注したいと予定しております。

この工業団地造成事業につきましては、全体事業を取りまとめます企画商工課、また道路関係の建設課、農振農転関連の産業課、文化財関連の教育委員会で構成する委員会を設けております。3月末の着工を目指して、一丸となって協議を進めているところでございます。

2点目のご質問につきまして、今後の計画ということなんですけれども、今後の計画についてでございますが、今回の造成事業では6区画を予定しております。

うち3区画は、現在のところ、約2万3,000平米が1つ、約2万平米が1つ、約1万5,000平米が1つ。この面積は、1万5,000から2万平米ちょっとでございますけれども、現在ございます村内工業団地の平均敷地面積が大体1万8,000平米ぐらいございますので、それを基に区画を整理して、平均値に近い面積となるよう計画しております。

残る3区画につきましては、3,000平米程度の規模で、企業から問合せが結構寄せられている経緯がございまして、同じく区画の整理をして、約5,000から6,000平米を計画しております。

また、道路計画につきましては、排水路兼造成地管理用道路として新たに道路を建設する計画で、造成地を県道山西大津線と管理用道路で挟む計画としております。その山西大津線につきましても、急カーブを解消するため、熊本県に要望し、道路改良を計画中でございます。

この計画によって、先ほど約2万3,000平米と申しましたが、この計画がS字カーブ、馬場集落に行くところのあれをできるだけ真っすぐお願いできないかという要望をしております。そのため、面積が変更になる可能性がございます。

周辺の道路網の計画、アクセス道も含めましてにつきましては、建設課長より説明いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○2番議員（高本孝嗣君）すみません、区画がある面積がどのくらいになっているのかというところまでしか質問していません。道路網については、今からまた質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、造成予定地の道路網は県道のみのものであります。少し南に行けば、万徳地区や名ヶ迫地区ということの住宅街になっており、また北側

に行けば馬場、小園の集落の住宅街を通るということになると思います。

今回の第2工業団地の予定地は、現在、山西大津線の1本の道路網であるならば、現在の鳥子工業団地、通勤状態を同様に考えますと、朝夕の道路が渋滞するのではないかというふうに心配しているところでもあります。

道路網については、当然ながら配慮が必要ということを認識しているわけですが、今回の企業の進出によっては、現在の鳥子工業団地通勤車両と重複がされはしないかと、重なって、第1、第2がそれぞれ通勤の方々が重なりはしないかということで、熊本市方面に抜ける道路、菊地郡市に抜ける道路、また阿蘇方面に抜ける道路など、直結する道路の整備が必要不可欠ではないかというふうに思いますが、現時点での道路網の整備計画はあるのかを伺います。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）では、私のほうからは、団地周辺の道路網の計画はどのような構想になるのかという質問に対し、お答えしたいと思います。

現在、村道中次新所線や新所小園線におきまして、朝夕の通勤時間帯には交通量が多く、特に夕方の鳥子工業団地方面から小森交差点にかけては、かなりの車両が連なって交差点付近に混雑が発生していることも多く見受けられるところでございます。

今後、新工業団地に企業が進出された後には、今以上の車両が増えることも想定され、企業が増えれば、それに伴う車両が増えるのは自然の流れだとも思いますし、課題として認識しているところでございます。

そのような中、村道においては、現道の道路改良を行ったとしても、交通量の増により、抜本的な混雑解消までは難しいのではないかとと思われるところでございます。

よって、より効率的で効果的な交通混雑の解消に取り組むに当たっては、鳥子工業団地方面から小森交差点方面に向かう車両を多方面に分散させることで少しでも混雑を解消させることが、より効果があるのではと認めているところでございます。

まずは、県道山西大津線の話になりますけれども、新工業団地予定地に接しまして、歩道の改良も行われているところであり、ヘアピンカーブの箇所におきましては、先ほど村長より説明があったとおりでございます。

また、大津町区域におきましては、しばらく前に大津町から聞いた話ではございますけれども、森集落内の森交差点付近の県道においては、陣内方面から瀬田方面への東西に走る県道山西大津線及び瀬田竜田線の南側にバイパスを整備されるという予定であります。一部用地買収が進んでいるということを知っているところです。買収完了後に道路改良工事着工となるため、竣工は早くても二、三年はかかる予定と聞いております。

その森交差点より南側の白川方面に向けて、白川に架かる森橋を越えまし

て、鳥子川交差点手前までの現道を拡張する改良があるという予定をまた聞いているところでございます。森集落の県道バイパス竣工後になるため、さらにそれから早くても二、三年はかかる見込みというところでございます。

なお、白川に架かる森橋におきまして、今年度、橋梁の点検が行われるという予定でございまして、費用面も含めて、結果次第で架け替えをされるのか補修をされるのか、どちらになるかまだ分からないというところも聞いているところでございます。

県道以外におきましては、村道新所小園線ですけれども、今の工業団地から村道を北のほうに向かいまして、大津南部農免道路との交差点からそのまま真っすぐ北側方面、大津方面に向け、県道瀬田熊本線までの改良、また岩坂集落南側の圃場整備北側にあります町道岩坂南2号線までの改良を行えば、大津方面への交通の分散も考えられるのではというところでございます。

しかしながら、これを実現させるためには、どうしても大津町内の話となってしまうものですから、今後の状況も踏まえながら、自治体間の連携協力という下で、大津町に出向いて道路改良を働きかけていきたいと思っていますところではございます。

隣接自治体にも関連してくるような様々な問題に今後に対応していくことが必ず出てくると思いますが、自治体同士連携しながら、一緒になって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、車両の多方面への分散以外の方法としましては、あくまで例えばの話でございしますが、既存の鳥子工業団地内から西側の村道新所小園線に出らずに、団地内の今あります共和事業所付近から南側に向けて村道を新設しまして、県道の熊本高森線に接続させるようなことも一つの案として検討していかなければならないとも思っているところでございます。

なお、現実的には、費用もかなり見込まれるというところでございます。

鳥子工業団地や新工業団地におきまして、幹線道路網の整備、混雑の緩和は必須事項でございしますので、今後の様々な状況を鑑みながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。以上でございします。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。本当に詳しい説明がありまして、大津町と西原村の連携が必要な感じが受け取れました。

特に、森辺りの改修ということになれば、大津町の用地でありまして、今回、話に上がっておりますJRですか、あの路線も多分その辺を通るんじゃないかと私個人的には思っているわけですが、今後、やっぱり自治体として、大津町と村長は一生懸命になってスクラムを組んでいただいて、できるだけ西原村のほうにその路線が早く完成することを願っておるところであります。

特に、地元、鳥子の下鳥子といいますけれども、馬場、小園の方々は、あそここの前を通る路線が多くなってくるのではなかろうかと想定されま

すので、一日も早くその路線が固まりますことを願っております。

全体的な団地整備の一日も早い竣工を目指さなければ、よりよい企業がやっぱり西原村に来ていただくということを目指すならば、一日も早くこの工業団地の整備を終えていただきたいというふうに思っておりますので、行政の方々、また執行部の方々につきましては、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。

河原校区内の活性化についてでございます。

河原小学校の児童数の現状と今後の見込みについてございまして、河原小学校は、小規模特認校として現在の児童数がどのようになっているのか、また校区外の通学児童や賃貸住宅の入居者の児童数がどのようになつとるかということをお尋ねします。

河原小学校の児童の減少する、先ほども言いましたように、校区外から来られとる子どもたちに対して、補助金あたりがついとるわけです。また、賃貸住宅あたりにも住まれたら補助を出すということになっておりますけれども、これについては、河原小学校の児童の減少を防止する要綱につきましては、平成16年の4月1日から施行、西原村賃貸住宅家賃の補助に関する条例、これも河原校区内に賃貸住宅を借りた場合は、平成13年の4月1日から活用されているわけでございますけれども、特に賃貸住宅あたりの補助に関する条項が、もうやがて来年の4月で丸20年たつわけです。いまだかつて、まだ1万円ということですね。20年もたって1万円ということで、改正とか改定もされておられませんので、その辺も含めたところで、やはりあの河原の活性化、子どもたちの減少を心配するならば、やっぱりこの辺の増額を考える必要がなかろうかと思います。

特に、河原小学校については、新学期になるたびに、やっぱり複式学級になるのではというのを気を留めているところでもあります。やっぱり、校区外から一人でも多く通学が、児童数が増えるようにしていただきたいと思いますので、その辺のことを踏まえたところで答弁をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）河原校区の活性化につきまして、高本議員のご質問にお答えいたします。

高本議員もご案内のように、前村長もこの質問の要旨となる河原校区の活性化については、村の課題として取り組む覚悟と同時に、取組を進めてまいります。

具体的には、西原村住宅用地造成事業として動き始めております。

また、前回の令和2年の中西議員よりご質問がありました、山西校区から河原校区に通学している児童が地元でなじめない状況にあるというご質問に対し、背景にある特認校制度に基づく校区外通学について、次のように述べ

ております。

ご案内のように、河原小学校の課題は本村の課題です。河原小学校の特認校制度については、河原地区の活性化とともに、これまで幾度か議論を重ねてきたところでありますが、その趣旨は、河原小学校の学校の明かりを消すな、河原小学校を地域からなくさないでほしいという住民の切実な願いから制定された制度でございます。ところが、この制度につきましては、河原小学校の保護者と河原小への通学に関心のある方々以外には、その詳細が知れ渡っていなかったという反省はございます。その根拠につきましては、今年度の3学期よりスクールバスを試運行しておりますが、このことによって、改めて興味を持たれた方が出てきたという状況もあるからでございます。

つまり、校区の活性化と学校の児童数の減少が深く関係すると考えられますので、河原小学校の児童を増やす工夫として、スクールバスの運行であり、補助金の支給、住宅用地の造成事業、ホームページや各保育園や子育てひろばなどを訪問して河原小学校の紹介、そして村負担教員の確保でございます。このような努力をやってまいりました。

しかしながら、この後、教育長の答弁をお聞きいただくと分かりますが、2年後の令和6年度からは、このままいきますと複式学級が2学級になります。

村としましても、このような状況を踏まえ、さらに踏み込んだ形で河原小学校の問題を捉え直す必要があるのではないかと考えております。

それでは、教育長より説明を行います。以上でございます。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）失礼します。

高本議員におかれましては、日頃から学校教育へのご支援、ご協力に対し、心より感謝申し上げます。

さて、議員ご質問の小学校特認校として、現在、児童数はどのような状況かということでございますけれども、令和4年度の現段階での河原小学校の全児童数は、8月以降ちょっと一気に増えました。で、現在は、全児童数69名、通常学級が58名です。そのうち、校区外通学が11名です。

その校区外通学というのは特認校制度ということでございますけれども、この推移について、これはもう通常学級に該当するんですけれども、令和2年度から令和6年度、これは推計になりますが、どんなふうになっていくかといいますと、順次申し上げますと、令和2年度が53、55、58、55、50というふうに、今年度が今までのところの最高で、あとはちょっと落ち込んでいくということが考えられます。

ちょっと懸念しておりますのは、先ほど村長からもありましたけれども、今年度は各学年1クラスずつの6学級にしています。ただ、実態は2年生と3年生が複式でございます、16名です。そのため、現在、村で採用した

教師を1名雇用しています。これは複式学級の解消のためです。

ところが、先ほど村長からも話にありましたが、令和6年度にはこの複式学級が2つになります。ですから、村の雇用の先生が2名必要になると。

さて、お尋ねの核心部分の特認校制度を活用して山西小学校校区から河原小学校校区に来ている児童の数についてお話しします。

令和2年度から令和5年度まで申し上げますと、10名、13名、11名、10名、令和5年度が10名でございます。このように、令和2年度以降、毎年11名程度です。これ、スクールバスが入ってなお11名ぐらいですよ、例年。こういうふうな状況です。

また、関連する全体の児童数については、議員もご心配いただいておりますけれども、最近5年間の河原小学校の児童数は、特認校制度を利用してもなお低位で推移しています。あるいは若干減少していることが気になっています。

原因は、校区内の人数が少しずつ少しずつ、どこもそうですけれども、減っています。それを補う形で、校区外からの特認校制度を利用した児童が11名程度入ってきていると、それで補っているという状況なんです。ですから、全体的には低位で推移か、少しずつ減少しているというところでございます。

次に、ご質問の校区外通学児童や賃貸住宅入居者児童数についてです。

これは、令和2年度から令和5年度まで順次報告しますと、令和2年度が5世帯の6名、令和3年度が5世帯の6名、令和4年度が3世帯5名、令和5年度が4世帯の6名でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

やはり、1学年、もともと特認校でありますなら10名を切らないように、やっぱりまず全校生徒の60名が独自でおられたほうが一番理想なんですけれども、3番目の質問にもちょっと書いておりますけれども、西原村では、河原校区内においては、賃貸住宅等の建設に伴い、融資に係る一部の利子に関する補助が、もう大分前、もう20年近くになるかと思っておりますけれども、あるわけです。

しかしながら、一般住宅については、ここに書いていますけれども、補助制度の話は上がるが、実働はなされていない、近隣の町村が補助の制度化をされており、当村においても制度化することはできないかということですが、これはうっかりとして私自身が見落とししておりました。

というのは、ホームページでしか、これ多分記載されていないんじゃないかなというふうに、条例でありませんので、我々議員も知っているのは何人もいないんじゃないかなろうかというふうに思っておりますけれども、今年の4月からこれは施行されているわけですが、要綱でありますので、我々議会の議員には、話は上がっていたんですけれども、これがいつから施行さ

れとるかは、ちょっと私自身は見落としておりました。

この要綱を見てみますと、先ほどお話の中にありましたように、学校自体がやっぱり児童数を増やすというのが一番、もともと校区内で増やしていくのが一番理想なんですけれども、この要綱の第1条の中に「この要綱は、本村への新規転入者の増加及び本村からの転出者の減少による」ということで、「減少による定住人口増加を図る」というのが一応記載されているわけなんですけれども、そして定義としては、一番心配するのは、「移住者」というのが「転入前5年以上継続して西原村外に住民登録をしていた者であって、定住を目的に転入し河原校区内に住民登録を行って居住を開始し、以後5年以上継続して」住んでいただくということで、この方々については100万円をあげますよというような内容になっているわけです。

せっかく趣旨の中から、先ほどもお話の中にもありましたように、やはり本村からの転出者を減少させる、要は河原校区から山西校区だったり村外に転出されることを防止するためにも、この趣旨が書いてあったんじゃないかなろうかと思えますけれども、ここの方々に対しての補助の中身がちょっとこれには触れてございません。せっかく、河原の校区内を人口増にするならば、こういったやつをもう少し活用しやすいように、特に河原校区内に住まれている方々を、そのまま河原校区内に住んでいただくと、家を建てていただくというのが一番理想だし、よそから転入していただいて河原校区内に建てていただくというのも、この中の一つの理想ではないかというふうに思っております。

そしてまた、補助の対象者の中に「申請時において39歳以下の者であること」ということをうたっております。このことは、やっぱり39歳で、子どものことについては一切触れてございません。できますなら、39歳をこだわるんじゃないくて、子どものいらっしゃる方々を、やはりこの要綱の趣旨から見ますと、河原校区内の定住ということでもありますので、河原校区内というのは児童生徒の就学に関することですので、39歳以下の者と限らず、子どもが、就学している者がおるならば対象にさせていただいたほうが、かえってもうちちょっとこの活用ができるんじゃないかなろうかと。山西に建てようか、河原に建てようか、どげんしようかといったときに、少しでも財布のお助けになるならば、100万円も頂くなら、河原のほうを買っていただこうと。

先ほど、村長のほうが申されましたように、住宅の用地の整備あたりも河原校区内に今考えておられると思えますけれども、その辺を活用されるならば、この辺の要綱も中身をもう少し整備させていただくならばというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件に関しましては、令和3年第2回6月定例会の一般質問で、上野議員より、移住定住の促進についてということで、本村の宅

地を購入して住居を建てられる方に対し、年齢に応じて建築補助金の支援はできないかというご質問があり、他町村の事例を参考にしながら今後検討してまいりたいといった内容の答弁をなされております。

また、令和4年第2回定例会の一般質問では、坂本議員より、中古物件購入の場合にも補助金を考えてみてはどうかというご質問があり、河原校区に何件ぐらいの物件があるのか、どれだけのニーズがあるのか、他の自治体との兼ね合いや必要であれば空き地バンク施策も含め、今後、河原校区活性化特別対策委員会の議員さんと共に総合的に検討させていただくならばと思いますといった内容の答弁がなされております。

県内の14市31町村、45自治体の移住定住支援施策を調査しましたところ、住宅取得補助につきましては、県内45自治体のうち17自治体は何らかの取組を行われておりまして、補助金につきましても、低いところで10万円、最も高いところで200万円と差がございました。一般的な傾向としまして、人口減少率や高齢化率が高い自治体は、支援対策が手厚い傾向がございました。

当村の定住促進事業につきましては、河原校区の少子化問題の解決を図ることを目的に、令和4年3月22日告示第7号により西原村定住促進事業補助金交付要綱を制定し、4月1日より施行しております。

ご質問の実働はなされていないというところですが、当村の要綱が施行された令和4年4月より、問合せが、現在のところ5件あっております。1つ目が、西原村出身者で村外住民登録期間が5年以上という要件に満たなかったものが1件、次に山西地区での移住を希望されていた方が2件。山西の方面はないですかといった問合せですね。借家での補助はないかが1件、もう1件が39歳以下という要件に該当しなかったものが1件となっており、いずれも補助要件に該当する案件が、今のところ、ないような状況でございます。

今年4月より補助要綱が施行され、まだ1年に満たないこと、また本年度より宅地分譲にも取り組んでおり、その結果もこれからというところがございます。

今後、問合せの内容及びニーズをもう少し集計、検討させていただき、河原校区活性化対策特別委員会の皆様と協議、検討、議論をさせていただくならばというふうに思っております。以上です。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

○議長（山下一義君）教育長から説明したいということです。

○教育長（竹下良一君）失礼しました。

私、2番目の質問のいわゆる補助増額を考えることはできないかというふうな質問に対し、お答えできていませんでしたので、いいですか。大変申し訳ございません。

議員がおっしゃられたように、小学校の減少を防止する要綱が平成16年、そして西原村賃貸住宅の補助に関する条例が平成13年から施行開始してござ

います。いずれも20年経過しております。

増額のための比較資料を何に求めようかと思ひまして、考えたんですけれども、児童手当で考えてみました。ご案内のように、児童手当制度は、今まで何年かたっていますが、最初は1972年1月から始められています。発足当時は3,000円、そして5,000円となって、現在はほぼ1万円です。これも、いろんなことを考えてのことだろうと思うんです。

結論といたしましては、西原村の補助は、河原校区内の少子化の防止と地域の活性化を図るというところで条例を制定しております。家庭か村かという規模の違いはございますけれども、その額は児童手当額と同一になっているんです。ですから、この値が大きいかどうかというのは、私、判断迷うところがございますけれども、議員のご質問もございますので、今後、検討させていただくというところでいいでしょうか。

ただ、議員が心配されているのは、ご質問の意図が、通告にもありますように、河原校区の活性化にあるというふうに理解しております。ですから、河原校区の活性化のために、これまで村や学校はそれなりの活動が続けてきています。今のところ、取組が続けてきていますけれども、先ほど申し上げましたように、現状維持か少しずつ減ってきているなということが気になっています。

ですから、村長が最初申し上げましたように、今後は活性化委員会の方ともう一度問い直しをしながら活性化を図るというところを考えていかないといけないかなというふうに切実に思っております。以上でございます。申し訳ございませんでした。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。このことについては、活性化委員会のほうにまたお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、先ほどの質問の内容で、この補助金の交付要綱が今年から施行されておりますけれども、事実上的には動いていないということで、その中に要件としてはいろいろあって、それに満たないということでもありますけれども、これを検討されるときに、やはり一人でも多く拾うような状況の中で、河原にしようか山西にしようか、それとも村外にしようかと迷ったときに、ああ、もう西原村に来るんだったら河原校区がいいばいというのを、胸を張って議員さんたち、または職員の行政の方々がそれぞれ啓発啓蒙に当たる場合にやっぱり言えるような状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、やはり河原からも転出しない、よそから来るときには、山西小学校じゃなくて河原のほうがいいよと、年齢も39歳じゃなくて、あなたには子どもおるかいたと、その辺の質問までして、やはり一人でも多く河原のほうに転入、転居される方を募るのが一つの河原の活性化になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、この要

綱についても再度見直しをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そうですね。つくったばかりで、まだ実績がない状況でございまして、内容をもう一回きちんと見てみますと、どっちなんだろうかというところもございます。議員が話されましたように、例えば奥さんと旦那さん、旦那さんは西原村、奥さんが村外から来たときに、最近は奥さんと旦那さんで2分の1とかって持分登記されるかと思うんですけれども、そういうのは実際どうするんだとか、そういうのも含めて見直しが必要なところもあるかと思います。

今後、また河原校区だけではなくて、山西のほうでも集落が少ない、高齢化率が高くて、亡くなられたら一軒ずつ減っていくという集落も多うございます。一番少ないところで葛目集落かと思います。そこら辺で、ある程度規定を決めて、高齢化率が高いところとか人口減少率が高いところも今後見据えて考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ご質問の見直しについても、もう一回、活性化委員会等で相談しながら、見直しするところは随時していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○2番議員（高本孝嗣君）本当にありがたい答弁をいただきました。

私は、河原の活性化を音頭取ったわけですが、葛目地区辺り、西原村全体を眺めたときに、やっぱり限界集落辺りまで、そのように行政のほうに思っただけならば、残された限界集落の高齢の方々も、宅地あたりが余っているところが多々あると思いますけれども、その辺を活用できるように、これから先も行政の方々に頑張っていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）受領番号6番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）こんにちは。1番議員、尾崎です。

通告書に従い、2件の質問をさせていただきます。

1問目は、マイナンバーカードの出張申請・交付についてです。

現在、スマートフォンでマイナンバーの申請ができるが、スマートフォンに不慣れな方には難しい。また、申請に役場まで来ること困難な方もいらっしゃるの、出張でのマイナンバーカードの申請・交付ができないかというものです。

マイナンバーのカードを申請されていない方の理由として、マイナンバー

カードの必要性を感じていない、カードの紛失、盗難に遭ったときに不安だ、そもそも義務ではないため申請していないなどの思いがある方もいらっしゃると思いますが、マイナンバーカードの申請をしたくても交通手段がなく、役場への来庁が困難な高齢者の方や体の不自由な方も中にはいらっしゃいます。

10月には、テレビ、新聞などの報道でありました、2024年秋に現在の健康保険証を廃止するという方針が発表されました。マイナンバーカードの申請は義務ではないため、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとひもづけさせることによりマイナンバーカードの申請を促している政策だと思います。

ですが、先ほどお話ししました申請されていない方の中で、申請したくてもできない、交通手段がなく、役場への来庁が困難な高齢者の方や体の不自由な方への手助けとして、出張マイナンバーカードの申請・交付ができないのでしょうかというのが1つ目の質問になります。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

私も、先日、サロンに参加させていただきました。その中で、高齢者の方がマイナンバー、どうにかサロンに来てくれないかという話がございまして、やっぱり高齢者の方々は、なかなか役場に行ったりとか、何回行かなんとかいとか、そういうのも含めてなかなか行きづらいんで、こういうお年寄りが集まっている中で役場に出張していただけないかという話を伺っております。

その中で、マイナンバーカードの申請に当たり、出張での申請・交付ができないかというご質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの申請・交付に関しましては、申請時来庁方式と交付時来庁方式の2種類がございます。申請時来庁方式は、申請時に住民さんに来庁していただき、本人確認等の諸手続を行った上で、本人限定郵送でカードを送付するものでございます。次に、交付時来庁方式につきましては、交付時に本人確認等を行い、役場窓口で直接本人に交付する方式でございます。この2種類の方式は、申請者の選択で、本村のほとんどは、この交付時来庁方式により交付がなされております。

マイナンバーカードは、申請者ご本人の来庁による受け取りが原則でございますが、申請者ご本人が病気や障害などやむを得ない理由により役場窓口にお越しになることが難しい場合に限り、ご本人が指定される方が代理人として交付を受けることもできます。

現在、交付につきましては、本年11月より来年3月末まで、毎週水曜日、祝日を除きますが、予約制の時間外窓口を開設しました。受付時間は、夕方5時15分から夜の7時半まで行っておりまして、前日の夕方5時、17時までの予約をお願いしております。これまで7名の方が利用されております。

また、郵送での申請やスマホ、パソコンからの申請もできますが、申請が

しやすくなるようにと、昨年度から役場の1階のロビーにて申請用の写真撮影ブースを設置し、申請を受け付けているところでございます。

出張申請につきましては、令和2年から実施しております。社会福祉協議会で15名の方が申請受付を行い、令和3年には万徳公民館に伺っておりますが、新型コロナ感染拡大防止のための申請事業説明会のみの開催となっております。

なお、新型コロナの影響により一時中断しておりました出張申請を再開し、本年11月に下小森の公民館で申請及び説明会を行い、5名の方の申請受付を行っております。12月には、村内の施設での出張申請を今後予定しているところでございます。

また、熊本県による出張申請により、これは県内市町村の委託分になりますが、本年5月に村内の企業で申請受付が行われており、18名の方、うち村内3名の受付がされております。企業への出張も行っております。

現在、西原村のマイナンバーカードの交付率としまして、11月13日現在で42.16%、県内平均が51.89%でございます。本年3月31日の交付率と比較しますと8.2%増、昨年3月31日の交付率と比較しまして20.66%の増となっております。

今後は、区長さんや包括支援センターと連携し、ご要望があれば既存の集まり、サロン等公民館での出張申請、説明会等を行い、普及促進に努めたいと思っております。この取組につきましては、広報紙等での周知をまた予定しようかというふうに思っております。

ご質問の申請に役場まで来ることが困難な方につきましては、親族等の代理での申請・交付が可能な場合がある旨のご案内をするとともに、いろんな様々なケースがあると思われれます。その場合は、随時個別にご相談を受けて、丁寧に対応していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません。ほぼ、今、村長が聞いたかったことは全て答えてしまったので、もう一つだけ。

先ほど言われました、申請に行くのが困難な方は親族の方とか代理でとか言われていましたが、それも困難な方、近くに親族がいらっしゃらないという方が、ちょっとお話を伺った中で、スーパーサロンには行きたいけれども公民館まで行けないから参加できないという声も聞いたので、公民館で開催された場合も申請に行けない方がいらっしゃると思うんですが、そのような方は家から出張申請場所、例えば公民館まで行くのも大変だと思うので、そのような方の個別での送迎とかは行えないんでしょうかという質問をお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）個別での対応は、できる限りご要望に沿えるように頑張

っていききたいというふうに思っております。役場に来なくても、逆にこちらから行ったりとか、いろんな方法を含めて、できるだけやっていくならばというふうに思っております。

一方、少し問題視されていますのが、認知症であったりとか、そういう方で作る場合は、より慎重にならないといけないんじゃないかというふうに認識をしております。そういった面も、地域の区長さんだったり見守りの方もおられると思いますので、相談しながら個別に対応していくしかないんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）マイナンバーの申請・交付のほうは、住民福祉課の窓口のほうで業務として対応しているところです。

今、尾崎議員さん、村長の答弁ありましたように、なかなかおひとり暮らし、ご高齢、先ほど午前中に桂議員さんのほうからのご質問があったように、交通移動手段がない方という形で、もうなかなか外に出られない人も中にいらっしゃるかとは思います。

以前は、やっぱりそういったサロンだったり地区での集会、公民館に集まったりするときには、近くの近所の方が行くけん、一緒に行かんねとかお誘いがあって一緒に行かれていたとか、車に乗せて行ったとか、そういうケースが以前はあったかと思えます。コロナ禍の中で、なかなか誘う側も一緒に行かれる方もお互い気を遣って、そういうのが若干、今現在、少なくなってきたのかなというふうに感じているところでございます。

これが、もう終息に近くなれば、また以前のような、要は地区内でのコミュニティという形でのネットワークに、また元に戻れるように、各地区でのそういった活動ができればと思うところもありまして、なかなか公民館まで行けない方というのが、そういった分を含めてご利用ができればというふうには担当部署としては思っているところです。

うちの職員も、ちょっと受付、係の者が人数的に限られてはおりますけれども、最大限に住民さんの意向に沿うように普及促進に努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）2年後の保険証廃止のぎりぎりになってから、駆け込みの申請などで役場が大変混み合ったりするのもちよっと懸念されたので、この質問をさせていただきました。

現在でも、申請から交付までが1か月ほどかかっているということがあってるので、それがさらに遅れたりとするようなことがあったら、申請した側、した間の住民さんたちも大変だと思うし、受付する役場の職員さんたちも大変だと思います。マイナンバーカードは義務ではないというふうに言わ

れていますが、もう役場からも一応普及促進、申請の促進をなるべく最大限に行っていただけるようにお願いします。

これで1つ目の質問は終わります。

○議長（山下一義君）すみません、住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）申し訳ありません。1点だけ、ちょっとご説明するのが不足していたんで。

1人で家にいらっしゃる方で、先ほど村長のほうからもありましたように、別に認知じゃないですけども、今回、カード申請というのは義務化ではないということで、本人の申請という形になります。職員が個別に、例えばご自宅に出向いたりとか、そういったときに、やはり本当に申請されたいのかというのがあります。

ということで、代理でご親族等にご案内といった、そういったところで本当にご本人さんが希望されているのかというのを、これが義務となれば、こちらあまり心配することはないんですけども、申請という形になるもので、その辺も含めて、ちょっとこちらのほうも慎重に対応が必要になるかというふうに思っております。

ちょっとすみません、説明が漏れていました。

○1番議員（尾崎幸穂君）2件目の質問をさせていただきます。

高齢者向けのスマートフォン教室の開催についてです。

これからは、オンラインでの行政手続や申請なども増え、1つ目の質問でも挙げましたマイナンバーカードの機能をスマートフォンへの声もあります。マイナンバーカードと保険証の一体化も、自分でスマートフォンを使っに行わないといけない状態です。電子機器が苦手な高齢者には、かなりハードルが高いと思います。

この電子機器が苦手な高齢者に対し、無料でのスマートフォン教室を開催することはできないでしょうか。質問です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

以前に比べ、携帯電話を所有されている高齢者が増加し、その携帯電話も、スマートフォンやガラケーと言われる分類のほか、ドコモ、au、ソフトバンクなどと言われる自身の通信回線を持つ会社から様々な機種が販売されております。このような様々な携帯電話の取扱方法に対して、住民の皆様のニーズがございましたら操作方法などを教えていただく教室を開催することもできますので、今後、開催方法などを検討していきたいと考えております。

また一方で、大津町役場に行ってみますと、携帯電話会社の、恐らく出張で教えて、何か教室みたいなやつがあるんで、そういうのも大津町に倣って、西原村に来ていただけるのであれば積極的にお願いして、少しでも便利になるように努めていきたいというふうに思っております。

また一方で、寿生大学などで住民の皆さんに覚えてもらったり、操作方法を学んでもらったりということもできます。それにつきましては、教育長が答弁いたします。以上です。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お世話になります。尾崎議員におかれましては、日頃より教育行政に対しご支援、ご協力いただいておりますことに心よりお礼申し上げます。

今回、議員からいただきました、操作が苦手な高齢者に対し、スマートフォン教室を開催することはできないかということに関して、ご質問にお答えいたします。

現在、村長も言われましたが、次年度、寿生大学の講座内容を検討している最中でございます。これまでも参加された高齢者のニーズを拝聴しながら、受講者にとって、より魅力のある学習の場が提供できればということを考えてきておりますので、その講座の一つに、ご質問のあったスマホ教室を取り入れられないかと考えました。

そこで、大手3社のいわゆるキャリアと言われる会社がありますが、そこに電話をいたしまして、本村で無料のスマートフォン教室、いわゆるスマホ教室の開催の可、不可について質問させていただきました。その結果、今日まで2社から、ある程度の制限はあるんですけれども、可能だという返事をいただきました。今後、その詳細については、店の方と一緒に検討を進めていくつもりです。

先ほど、ある程度の制限があるとちょっと心配なことを申し上げましたが、一つは一度に集められる人数のことでございます。もう一つは、説明に使用する機種の種類です。

ある店舗の方の話では、より多くの方に説明する場合を考え、店である機種に限定して、数十台持ち込んで、それで説明をするという方法と、もう一つは、機種を限定しないで、参加者の方の機種を使って説明をするという2つの方法があると。どちらを考えるかということについては別として、どんなニーズにも応えられるかというと、機種がある程度限定される可能性もございますねと、そのキャリアで出していないものについては厳しいかもしれませんねと。

もう一つ、気がかりなことは、行政が後援したり、あるいは開催するという企画ですから、業者に偏りがあるといけなかなというふうに思っています。もちろん、こちらは公平に何社かのキャリアに声をかけて、声をいただけたところからやっっていこうと思っていますので、今後は開催する方向で考えてまいります。よろしく願います。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）1つ目の質問でもさせていただきましたマイナンバ

一カードの申請、あとはマイナンバーカードの保険証との一体化です。

今現在、12月末までに申請をすれば、マイナポイント、これが受け取れるとなっております。もう、どれもスマートフォンを使っての申請だと思えます。せっかく申請をしてマイナンバーカードを手に入れていただいたのに、それを活用できない、保険証と一体化できない、マイナポイントを受け取れないという状態になると、せっかく一体化しようと思って手に入れたのにと考えていた方がちょっとがっかりされるんだと思います。また、手間がかかるということですね。

交付申請を、もし出張でされた場合は、受け取りが郵送になりますので、直接役場に受け取りに来られる方は、そのときに保険証との連携はどうするんですかと役場職員の方に聞けるかもしれませんが、郵送での受け取りの場合はどこに聞けばいいのか分からない。電話で聞いても自分で操作ができないという可能性もありますので、なるべく早めの開催をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、最初の質問と後の質問を伺ってしまして、寿生大学でこの申請、マイナンバーカードができないかというのが、今、頭に浮かびました。

携帯電話の、この前、機種変更で私が行ったんですけれども、携帯会社の窓口でマイナンバーカードの申請まで一緒にしてあげますよという表示を見ました。

それで、西原村なんですけれども、出張で来ていただけないかということとで問い合わせたところ、まだすぐには返答できないんですけれども、上と話してみますというふうに話を聞いておりまして、できれば、役場職員だけじゃなかなか、ポイントをもらうのであれば12月いっぱい、今のところ、申請となっております。もう少し個人的には延ばしてくれないかというふうには思っているんですけれども、例えば期間を限定して集中して民間等が活用できるならば、多少お金を出してでも、そういう手続を一遍にできるならばというふうに思っております。

うちの母親も80歳なんですけれども、教えてもなかなか難しくて、自分の息子、孫とかがやっぱり操作してやらないとできないような状況でございます。そういう独り暮らしの方も多数おられますので、一人でも救えるような対応をやっていければというふうに思っております。以上です。

○1番議員（尾崎幸穂君）以上です。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時06分）

(午後 2時18分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号7番、5番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

(5番議員 坂本隆文君 登壇 質問)

○5番議員(坂本隆文君) 5番議員、坂本です。

通告書に従い、2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問でございます。

西原村には、銀行直営のATMがございません。西原村に設置できないかと多くの声が上がっております。設置してはどうかという質問でございます。

コンビニのATMは大変便利で、多くの方が利用されております。しかしながら、銀行ATMよりも使える機能が制限されております。硬貨の使用、通帳記入、振込ができません。私も、振込のときには、大津町の銀行に行っております。そこで、西原村の住民さんによくお会いすることがあります。その方々と世間話をすると、ここまで来るのは不便で、西原村でも振込ができるようにならないかというふうなお尋ねがあります。私の周りでも、不便だと、そういう話が上がっております。

このようなことから、銀行のATMを西原村に設置できないかと思い、質問いたしました。吉井村長のお考えをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君) 坂本議員のご質問にお答えいたします。

私も、多くの住民の皆さんからATMが設置できないかという話をもう多く伺っております。特に、商工関係、あとは観光協会、一般の住民さん、銀行等を使われている住民さんから非常に多く伺っております。

議員が申されていましたように、もうほとんどの方が大津町であつたり、エミナースの先にATMがございますけれども、そこまで足を運んで、住民さんがいろんな振込とか、そういうやつを行っているという話を伺っております。

現在は、小森公営住宅にHarmoniCar(ハモニカー)という、肥後銀行さんが大型のバスで引き落としとかできる、地震以降、移動型店舗ということで来ていただいております。

その実績を肥後銀行さんに伺ったところ、利用実績は意外と上々で、まだまだ銀行側と調整しなければならない項目も幾つかございますが、銀行さんからは大変前向きな話を伺っております。

今後は、積極的に銀行さんをお願いして、できるだけ早い時期に住民の皆さんのご要望に応えられるように頑張っていければというふうに思っております。

なお、HarmoniCarの利用状況等につきましては、企画商工係長

が答弁いたします。以上です。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（小田圭佑君）銀行直営のＡＴＭの設置検討についてですが、現在、毎週火曜日に、ＨａｒｍｏｎｉＣａｒと言われる肥後銀行の移動型店舗車が小森公営住宅に来ていただいております、近隣の住民の方を中心にＡＴＭの利用をされているという状況です。

ＡＴＭの設置検討に当たりまして、まず、このＨａｒｍｏｎｉＣａｒの利用実績を調査したところ、昨年の利用実績が約600件、1日当たりで約60件程度の利用実績があるということで、この数字はほかの自治体と比較しても遜色ない実績ということでした。

この調査結果より、銀行からもＡＴＭ設置について、前向きに協議を行わせてほしいということでしたので、今後は設置箇所や設置費用、設置後の費用負担等について具体的な協議を行っていききたいというふうに考えております。

以前から、村長言われますとおり、商工会はじめ住民の方からもＡＴＭ設置の要望がございましたので、少しでも早く設置ができるように企画商工課としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○５番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

村長自らが必要だということを言っていただきましたので、西原村もこれから人口増を考えていく中で、このＡＴＭは必要であるというふうに私は考えております。ぜひ、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

ありがたいお言葉をいただきましたので、1つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

2つ目の質問でございます。

庁舎内の防犯対策及び住民からの問合せ等において、窓口で罵声を上げたりと、職員の健康管理を心配するところがあるため、庁舎内に防犯カメラの設置をしてはどうかという質問でございます。

最近、職員の皆さんと会話をする中で、一部の住民から、大声でどなったり、高圧的な態度、誹謗中傷または人権を侵害するような発言があり、職員がとても疲弊し、何人かは病院に通っている者もおられるというふうに聞いております。

熊本地震からこれまで、何名かの職員が心の病を患い、辞めざるを得なかった方も残念ながらおられました。

現在、どのような事例が発生しているのか、また心の病気で通院している職員はおられるのか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

一部の住民さんからのカスタマーハラスメント、一般的には悪質なクレームを指しますが、もともとは民間企業に対する消費者からの度を越えた悪質なクレームを指しておりましたが、最近では公務員における行政サービスに対しても問題視されるようになっております。つまり、行政サービスを利用する一般住民の方の言動も、職員へのカスタマーハラスメントの対象になるということでございます。

このカスタマーハラスメントの大まかな枠組みといたしまして、暴力を振るう、威圧的に理不尽な行動をしたり脅す、庁舎内に居座ったり破壊する、職員を事実上拘束する、また毎日のように指名して電話をしてきて同じ内容を繰り返し職員を拘束する、要求を聞き入れないと、告訴する、報道機関に話すと脅す、職員の態度が気に入らないと謝罪や土下座を要求するなどの事例があるようでございます。

西原村で実際に起こっている事例につきましては、なかなか具体的に話すことはできませんが、威圧的、理不尽な言動、毎日のように特定の職員への窓口や電話の対応で拘束するといった事例があるのは事実でございます。

このような事実により、心の病を患っている職員がいることも、何人いるとはもうここでは申し上げられませんが、いることは事実でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）心の病を患っておられる職員がいるということですが、村として何か対応策はあるのでしょうか。例えば、庁舎内に防犯カメラを設置するとか、ボイスレコーダーで記録するとか、何らかの策を講じないと、大事な職員の休職や退職につながるのではないかと心配しております。

早めの対応を執行部にお願いしたいと思いますが、何か具体的な対応があれば、教えていただけないでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今現在の役場の対応としましては、こういった住民さんが来庁された場合、滞在時間や内容などを記録するよう、職員間で申し合わせております。しかしながら、直接的な抑止力にはなっていないのが現状でございます。

坂本議員からご提案いただきました防犯カメラの設置、ボイスレコーダー、ほかに、例えばハラスメントの専門企業への対応委託または警察OBの方に来ていただく方法など、職員を守る何らかの手段を講じなければというふうに考えております。

私も職員出身で、職員の気持ちは十分分かっているつもりでございます。公務員は奉仕者として尽くさなければならないと憲法で定められておりますが、ある程度の要求や言動には耐えるべき、耐えなければならないというふ

うに思っております。しかしながら、それが行き過ぎて、職員の長期休暇や退職につながることは絶対にあってはならないことであり、職員の家族も守らなければならないと、使命感を持って全職員を守る必要があると覚悟しております。

前例で、地震以降、これまで頑張っていた同僚の職員も、このような事例で退職を余儀なくされた職員が何人かおります。熊本地震以降、これまで、昼夜を問わず、家庭も犠牲にして、懸命に村のために頑張ってもらっております。中には、職員が家庭になかなか帰ってやれないということで、そのご家庭の子どもさんが心の病になっているというところも決して少なくはございません。同じような事例で、本当に退職を余儀なくされる職員をもう二度と出してはならないというふうに思っております。

どうか、議員の皆さんにおかれましても、中には職員出身の議員さんもおられます。どうか、このような状況をご理解いただき、対応策にご指導、ご協力をお願いできればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）次は、もうまとめます。

職員を守るというのは、大変なことであると思います。財政面もあるかとは思いますが、このような案件はお金の問題ではないというふうに思っております。

住民監査請求等受付には企画商工課であります。これから力を入れなければならないふるさと納税、工場誘致も企画商工課でございます。とても心配しております。

村長から話がありましたとおり、防犯カメラの設置、ボイスレコーダー、ほかにハラスメント専門企業への対応委託など、職員を守る何らかの手段をできるだけ早急に対応していただければと思っております。

議会でも、カスタマーハラスメントに対して全力で協力していけるよう、議員の皆さんにもお願いし、その体制づくりができればと思います。

一日も早い対応をお願いして、私からの質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）本当にありがたいお言葉、もう本当にありがとうございます。

これから、予算面等ございますので、議会にお願いしなければならない案件も多々あるかと思えます。この案件に関しましては、早急に取り組みたいというふうに思っております。

現在、病気の職員も何人もおります。もう一日でも早く、どうにかしてやりたいというふうに私自身思っております。本当に、議員皆様におかれましても、ご理解、ご協力を賜り、改善策に努めて、もう全力で努めてまいりま

すので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は明日 8 日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時35分 散 会

第 3 号 (1 2 月 8 日)

令和4年第4回西原村議会定例会会議録

令和4年12月8日、令和4年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年12月8日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 9号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」 |
| 日程第 2 | 議案第46号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第47号 | 西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）について |
| 追加日程第1 | 議案第51号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）の組替えを求める動議 |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |

- 日程第 9 議案第 5 3 号 令和 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 令和 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補
正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 令和 4 年度西原村工業用水道事業会計補正予算
(第 2 号) について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工係長	小 田 圭 佑 君
教育係長	倉 田 英 之 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、承認第 9 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 7 号）令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）おはようございます。

それでは、承認第 9 号についてご説明いたします。

承認第 9 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第 7 号、令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 4 年度西原村の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,361 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 6,641 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 10 月 17 日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

政府の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担額増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 5 万円の現金給付を行うこととなりました。

これにより、世帯全員の令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び、予期せず令和 4 年 1 月以降令和 4 年 12 月までの間に家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して速やかに現金給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金4,361万9,000円の増額補正でございます。価格高騰緊急支援給付金事業費補助金等の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費4,361万9,000円の増額補正でございます。こちらも同じく価格高騰緊急支援給付金関係の予算の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第9号、専決処分報告及び承認について「（専第7号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第9号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第2、議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、勤勉手当等の改定を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をさせていただきます。

本条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告等に鑑み、職員の給与月額及び勤勉手当等の改正を行う必要があります、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改正の内容に準じて、村の条例を改正するものでございます。

①給料表の改定。国の給料表に基づき改定をしております。

②勤勉手当の改正。引上げ分0.1月を勤勉手当に配分しております。下の表のとおりとなっております。

施行期日。公布の日から施行としております。

第1条は令和4年4月1日から適用され、第2条及び第3条は令和5年4月1日から施行としております。

8ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の説明で、この給与が国の改定に行う基準にも準じているということでございます。

国と市町村は、当然差が出ております。そのままじゃございません。その比較するのがラスパイレス指数となりますが、西原村も地震前は県下では、そんな悪くない状況だったかと思っておりますが、その後、やはり復旧とかそちらのほうにお金が必要なのかは分かりませんが、だんだん公表されている分ではラスパイレス指数が下がってきている。直近のラスパイレス指数は、今、どんなになっておるんですか。分かりますでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）今年のラスパイレス指数につきまして、ちょっと今、手元に資料がございませんので、また後でお答えするという形でよろしゅうございますか。

○4番議員（堀田直孝君）公表されて、今インターネットに載っていますけれども、ちょっと私も今、記憶がございませんので、そのあたりの流れが出とる分だけでも、ちょっと議会のほうに、令和2年、平成から載ったと思います。公表されとると思う。後ほどでいいです。

○議長（山下一義君）じゃ、後でよろしいですか。総務課長あとで。

じゃ、報告をお願いします。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第47号、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○住民福祉課長(廣瀬龍一君) おはようございます。

議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するため、本条例の一部を改正するものでございます。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例(案)の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、その趣旨を踏まえ、部落差別のみならずあらゆる差別の解消に向け、国・県・市町村が連携し一体となった取組等を推進するに当たり、同法に規定されている国の責務等を反映し、引き続き差別のない村づくりを推進するため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について、ご説明いたします。

部落差別の解消の推進に関する法律で規定している国の責務等を条例に反映するもので、第5条第2項として「国が行う実態調査への協力」、第6条

として「相談体制の充実」、第7条として「教育及び啓発活動の充実」を追加規定するものでございます。

参考資料として、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第48号、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）おはようございます。

議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定について。

西原村工業団地造成事業特別会計条例を次のように制定することとする。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、西原村工業団地造成事業特別会計を設置する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由であります。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

地方自治法第209条第2項の規定において、特別会計は、普通公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置する

ことができるとされており、工業団地の造成事業につきましては、地方財政法第6条及び同施行令第46条に規定する宅地造成事業に当たり、特別会計を設けることが定められております。

次に、議案書の説明でございます。

1枚おめくりいただいて、表題に「西原村工業団地造成事業特別会計条例」としてあります。

第1条は、設置の目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、工業団地造成事業の円滑な運営とその適正を図るため、西原村工業団地造成事業特別会計を設置するとしております。

第2条は、歳入及び歳出予算の区分を規定しております。この会計においては、工業団地造成事業収入、一般会計繰入金、財産売却収入、繰越金、借入金その他附属諸収入をもってその歳入とし、工業団地造成事業、一般管理費、一般会計繰出金、借入金の償還金及び利子その他諸支出をもってその歳出とすると規定しております。

施行期日は、公布の日から施行といたしております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今、条文を読んでいただいて、特別会計でやると。確かに会計が明瞭になって分かりやすくなるということで全然反対はございませんが、ただ、ここでこれをする、それよりも私としては、総合体育館建設または公園整備の、あの金の流れのほうか、かえって一般の人は分からなかったんじゃないかならうかと。

今回の工業団地整備事業は、歳入のほうがいろいろありますけれども、繰越金とか。ただ、一般財源の繰入れだけですよね。もう非常に分かりやすい。だから、それは反対しませんが、なぜそのときに、総合体育館、公園整備事業のときに、こういう特別会計をしなかったかというのをお聞きします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

恐らく補助事業で、これまで村内で行ってきた事業の中で、特別会計に、今思うと、本当にしたほうが分かりやすくて、したほうがよかったんじゃないかという気持ちもございます。当時は、国の補助事業ということで、恐らく一般会計でということをやったんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないよう……。

企画商工係長。

○企画商工係長（小田圭佑君）すみません、訂正をお願いいたします。

先ほど、私の説明の中で、議案書の説明の中で、住宅用地造成事業の円滑な運営とその適正を図るためと申しましたが、正しくは、工業団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るためというふうに訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第49号、西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定について。

西原村住宅用地造成事業特別会計条例を次のように制定することとする。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、西原村住宅用地造成事業特別会計を設置する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由であります。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

地方自治法第209条第2項の規定において、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるとしており、工業団地の造成事業につきましては、地方財政法第6条及び同施行令第46条に規定する宅地造成事業に当たり、特別会計を設けることが定められております。

次に、議案書の説明でございます。

表題に「西原村住宅用地造成事業特別会計条例」としています。

第1条は、設置の目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、住宅用地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、西原村住宅用地造成事業特別会計を設置するとしております。

第2条は、歳入及び歳出予算の区分を規定しております。

この会計においては、住宅用地造成事業収入、一般会計繰入金、財産売払収入、繰越金、借入金その他附属諸収入をもってその歳入とし、住宅用地造成事業費、一般管理費、一般会計繰出金、借入金の償還金及び利子その他諸支出をもってその歳出とすると規定しております。

施行期日は、公布の日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時34分）

（午前10時35分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

訂正をお願いいたします。

○企画商工係長（小田圭佑君）申し訳ございません。先ほどの私の説明の中で訂正をさせていただきます。

条例制定の趣旨の説明の中で、工業団地の造成事業につきましてはと申しましたところは、住宅用地の造成事業につきましてはというふうに訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、西原村住宅用地造成事業特別会計条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第50号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附則。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由でございます。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるがございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時42分)

(午前10時53分)

○議長（山下一義君）休憩以前に引き続き会議を開きます。

先ほどの堀田議員の質問によりまして提示されておりました件につきまして、総務課より回答をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）先ほど、堀田議員のほうからご質問があつておりましたラスパイレス指数につきまして回答いたします。

令和4年4月1日現在の一般行政職によりますラスパイレス指数につきまして、国を100とした場合の西原村の職員の学歴等によります経験年数等で算出しております数値になります。西原村のラスパイレス指数が96.8という形になっております。

参考までに、震災前、平成28年の4月1日現在が97.4だったということでございます。

毎年、若干数値的には上下するところがございますが、一応国を100とした場合に、こういった数値を表しているという指数でございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

どんなに職員が頑張っても、今の現状ということは、国の国家公務員に比べれば西原村は安くなっているということで、それを助けるために人事院勧告というのがあっていますが、やはり、この今回の改正も、人事院勧告に基づくものですね。ですから、もう勧告が出たら完全に実施していただきたいというところです。以上です。

○議長（山下一義君）日程第7、議案第51号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,427万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,069万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
地方債の補正。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。
令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加。

事項、職員駐車場土地使用料。

期間、令和4年度から令和14年度まで、限度額316万2,000円。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、15、公共事業等債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、16、辺地対策事業債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、
限度額2億3,980万円、4,330万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

2、廃止。

起債の目的、8、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、限度額3億1,000万円。

3、変更。

起債の目的、6、緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、11、辺地対策事業債（道路橋梁維持事業）、12、辺地対策事業債（道路橋梁改良事業）。

補正前、限度額320万円、1億7,220万円、1億2,330万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

変更後、限度額800万円、1億7,700万円、1億3,730万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一番下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金2,766万9,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3億9,000万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増額でございます。

款項同じく目2特別会計繰入金1億3,407万5,000円の増額補正でございます。工業団地造成事業特別会計繰入金等の増額でございます。

款22村債、項1村債、目2公共事業等債2億3,980万円の増額補正でございます。特定地区公園事業のうち運動公園整備事業分の増額でございます。

款項同じく目5防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3億1,000万円の減額補正でございます。特定地区公園事業のうち運動公園整備事業分の減額でございます。

款項同じく目8辺地対策事業債6,210万円の増額補正でございます。12ページ記載の特定地区公園事業のうち運動公園整備事業分等の増額でございます。

次に、13ページから歳出でございます。

各費目の人件費において、職員の給与、職員手当等、共済費の改定等により補正を行っております。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目12地域振興費1,983万7,000円の増額補正でございます。住宅用地造成事業特別会計繰出金等による増額でございます。

16ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,000万5,000円の増額補正でございます。地域福祉生活応援給付金等による増額でございます。

款項同じく目4障害者福祉費1,930万9,000円の増額補正でございます。自立支援給付費等サービス費等による増額でございます。

17ページをお願いいたします。

款同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,156万9,000円の増額補正でございます。令和3年度児童手当国庫負担金返還金等の増額でございます。

20ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6畜産業費1,702万8,000円の増額補正でございます。飼料価格高騰酪農経営支援対策事業補助金等の増額でございます。

21ページをお願いいたします。

中段の款6商工費、項1商工費、目3工業団地造成事業費4億2,874万3,000円の増額補正でございます。工業団地造成事業特別会計繰出金等の増額でございます。

22ページをお願いいたします。

中段の款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,690万円の増額補正でございます。村道維持補修工事等の増額でございます。

款同じく項5辺地対策費、目2道路改良費1,400万円の増額補正でございます。堀切多々良線道路改良工事の増額でございます。

説明は以上になります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）動議。暫時休憩をお願いします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前 11 時 09 分）

（午前 11 時 12 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、堀田議員から動議が提案されました。この動議は 1 人以上の賛成がありましたので、会議規則第 16 条の規定により成立しました。（「進行急ぎましょう」の声）

堀田議員、組替え動議について説明をお願いいたします。

（4 番議員 堀田直孝君 登壇 説明）

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

ただいまの動議について、提出の説明を申し上げます。

令和 4 年 12 月 8 日、西原村議会議長、山下一義様。

発議者、西原村議会議員、堀田直孝、同じく、桂悦朗。

議案第 51 号、令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 6 号）の組替えを求める動議。

上記の動議を西原村議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出の理由。

12 月 6 日、全員協議会において、新工業団地の説明の折、通称迫ノ谷ありきでの説明であった。6 月議会での説明で、吉井村長は、同意を得たものと判断したとのこと。

しかし、先日の熊日新聞の報道にあるように、工業団地選定に疑問を持つ住民が増え、また、私が指摘したように、他の候補地を検討しながらも、議会に対して全員協議会で比較表を示されても、執行部としての説明責任を怠ったもので議会軽視と言わざるを得ません。

また、住民への説明が乏しく、住民合意のないままでの執行は、村民に不公平・不公正を残してはなりません。歳出においても、全て一般財源で、TSMC 進出で今しかないとばかりに 4 億円の支出を計上されているが、原資となるべき村税の歳入を聞くと、村長をはじめとし、建設、企画、産業課長を含め誰一人と答えることができませんでした。このことは、例えば、ドラ息子家庭の懐事情を知らずに、言葉巧みに親のお金をせびる家庭に見えてきました。そういう家庭はいずれ破産しますが、実際、自主財源の税金は、1 年間に約 10 億円しか入りません。現在の本村の一般会計の総額約 40 億円から比べれば 7 分の 1 ですが、村民の血税の 10 億円の半分弱をこの新工業団地に投資をするとすると、村民に対しての説明が不十分であり、税の公平性を

損なうものと判断します。

これまでは、補正予算の審議で多少疑義があっても、否決したら他の必要な予算まで否決になり、執行部の仕事の妨げになるものと可決しておりましたが、議会改革の研修、勉強をする中で、予算の修正動議、組替え動議等が地方自治法で明記しており、執行部は執行権が、議会は議決権があることを再認識する研修をし、この組替え動議を発議するものであります。

内容は別紙のとおり、歳入、款19繰入金、項1繰入金、目2特別会計繰入金、節5工業団地造成事業特別会計繰入金、測量設計委託繰入金1億2,300万円。

歳出、款6商工費、項1商工費、目3工業団地造成事業費、節27繰出金、工業団地造成事業特別会計繰出金3億663万6,000円。測量設計委託繰出金1億2,300万円を一旦削除するものであります。吉井村長も、他に適正な土地があれば見直すとも全員協議会で発言されております。ここは、一旦白紙に戻して、議会、村民への十分な説明、議論が行われ、納得を得てからの予算計上でよいものと判断します。全くここで反対するものではございません。一回白紙に戻して検討し、説明責任において、そして、またその結果が迫ノ谷ということであれば、認めるということでございます。

これが、提出の理由でございます。

○議長（山下一義君）説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。反対討論いたします。

この工業団地の造成特別会計に基づく予算執行に対しての動議でありますけれども、先ほど議案第48号に基づきまして、全員一致で賛成したわけでございますけれども、もともと、先日の全員協議会においては執行部から進捗状況の説明はありました。8月に用地等の調査、説明会などがあり、土地所有者等におかれましても、現状の測量もほぼ完了で見込むということで、予算の執行が6月に議会のほうで予算が出されて執行されておるわけございまして、現在、進捗状況的には八十何%が進んでいるということを伺っております。

しかしながら、その協議中の中で、その場所、または選定事由の説明はありましたが、比較、検討、過程の説明等の不足として、議会軽視ではないかというときの話が出ておりました。それは、先ほど堀田議員のほうから申されたとおりでございます。このことについては、先日の翌日の新聞報道をなされております。

私としては、今年の第2回の定例会の全員協議会において、仮称第2鳥子工業団地、予定地については、計画予定場所、予定等の説明がされており、また、本議会の予算審議の段階でも、そのときに、6月の予算審議の段階でも、議員からの特段の意見は出されていなかったと認識しております。

現況としては、大企業でありますT S M C進出に伴う関連企業の誘致に対して、今、工業団地を保有することはチャンスではないかというふうに思っております。

先日の全員協議会での議会軽視ではないかという発議がありましたことも十分踏まえながらも、一日も早く造成完了することが必須ではないかというふうに考えております。

今回の予算計上につきましては、必要であるということで動議に対しまして反対を申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番議員、坂本です。

私も、反対討論をさせていただきます。（「賛成討論があってからでなけりゃ、賛成があってもできるでしょうが」の声）

○議長（山下一義君）じゃ、9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。賛成討論を行いたいと思います。

この工業団地事業については、先日の全員協議会で説明はあっております。私が9月の定例会のときに、あそこの状況をお聞きしております。盛土地で大丈夫なのか、そこに企業が来るのかというのは、その当時に言っております。

ほかのところの候補地というか、そこを私も全然聞いてなかったんです、そのとき。ほかの人は見に行っているのかと思ったら、そこにも見に行っている人は多分いなかったんじゃないかなと。候補地を挙げて見ていない、見せていないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと。そこにも疑問を持ったんです。というのは、迫ノ谷が、もうありきの状況としか捉えられないというのが、私は疑問を持っている。それを払拭できなかったんです。この前の説明会で説明されたんですが、それでも私は払拭できなかったなと。

私たちは、住民の代表として、ここに立たせてもらっております。やっぱり、住民の人たちの声を聞いて、何であそこにすつとやという声をよく聞くんです。だから、やっぱりもうちょっと住民にきちんと説明をできるような状況に持っていかないと、後で、何であそこになったすかと。そのときは議員は全員責任持たなんです。もちろん執行部も責任を持たないようになっているんです。だから、責任を持つためには、やっぱり自分たちももうちょっとここで一旦置いて、堀田議員が先ほど言われたんですが、一旦置いて、もう一回説明ばしてもらいたいなと。逆に言うたら、見に行ってもらって、見

に行ってですよ、そして、やっぱりきちんとした説明もしてもらわないと、私たちはずっと払拭できないなというふうに思っておりますので、今回のこの案は、私は賛成したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）反対討論をさせていただきます。

T S M C、この話は今年いきなり出てきたと思っておりますけれども、以前から、私は工業団地を造れというふうに言っておりました。今回の説明をされるときも、その以前から私も先日説明しましたとおり、グーグルマップでどこにできるか、自分なりにも考えました。また、役場職員と話し合いながら、グーグルマップを見ながら西原村の土地、どういうところに工業団地ができるか、それも、幾度となく説明をいただき、じゃ、何でここにできないのかと言われたら、排水関係であったり、高圧関係であったりと。その辺が、やはりお金がかかると。そういうふうに説明を以前から受けておりました。

また、今回の工業団地の場所を選定されたときも、議会の前にも全員協議会、その中で幾度となく説明され、私たちは議会では賛成されたと。その前には、やはり皆様方がいろんな意見を出し合われて説明もあって、そこで納得したから賛成されたと私は思っておりますので、私はこのまま続けていければというふうに思っております。以上です。

○4 番議員（堀田直孝君）提出者ですが、採決に参加できますので、私のほうからも討論。

本来であれば、今の質問は、質問質疑でしてほしかったんですが、討論を許可願います。

じゃ、説明と同じですけれども、討論させていただきます。

先ほど高本議員、坂本議員が反対討論をされました。そのときの説明は、いかにも、うん、そうだなというようなことで、こちらも納得はある程度はしとったわけです。でも、今となって疑惑が出てきて、村民から私も、今は唐芋の好調ということで議題にも出ております。じゃ、その好調さは、議長も農家されておりますが、ただ唐芋が高いだけでしょうか。植付けから消毒、掘り取り、かなりの重労働です。それで、やっと報われたのが所得と、収入ということになる。その収入から国保税にしたしかり、皆一緒ですね。70歳高齢者が最高限度額に近い税金を払っておる。住民税も人並み以上の住民税を払っておる。国税も当然払っております。そのお金が、当然10億円、そのうちのたかが10億円でも、されども10億円です、村民からすれば。ばからしかねと、そぎゃん勝手に使われるんならと、そういう意見がもう出だしたんです。どうでしょうか、皆さん。このまま執行していいんでしょうか。

ということで、一回白紙にして、候補地もあるならば、候補地を出してい

ただいて、この間出ておりました。そこには、工業用水道が来とらんから外しました。内部だけでいいですね。そこに工業用水を引いた場合の費用は幾らなのか。それが造成より安ければ、そっちのほうだろうし、そういう事業を開始したときに、造成事業が安かったら迫ノ谷に行くと。ですから、最初から疑念を持ったまま行けば、後で非常に何でも一緒です。トラブルだろうが最初のトラブルをちゃんとしとけば、後でトラブルはありません。それを持ったまますると、訴訟までいくようなトラブルになりはせんかと。今、住民監査請求もありますが、住民訴訟になった場合、その不適切支出をしたときには、皆さんに請求が行くんですね、今個人賠償で。それでいいのか。また、ここで反対をして、立ったときに。それは十分私の責任で立ったと皆さんが言えるのか。そこは十分検討して採決をしていただきたいと思います。住民が注目しております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、組替え動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（山下一義君）起立少数であります。

よって、組替え動議は否決されました。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。（「51ですよ」の声）すみません。間違えました。

議案第51号、57号について。（「51」の声）議案中でしょ、議案第。休憩します。

（午前11時32分）

（午前11時33分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第51号について質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

14ページになります。

款総務費、項総務管理費、2財産管理費でございますけれども、使用料及び賃借料ということで、職員駐車場の土地使用料とその下にあります工事請負費が計上されているわけでございますけれども、職員さんの駐車場の状況と場所を教えてくださいというふうに思っています。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

職員の駐車場につきまして、今、候補に挙げておりますのが、場所的には、

中学校の体育館の県道反対側に都市技術設計コンサルタントの事務所があるかと思います。その横に入って奥に田んぼがございます。そこをお借りして、そこを整地してから、職員の駐車場にしたいというふうに考えております。一応、台数的には60台程度は止まる見込みでおります。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）5 番、坂本です。

ページは20ページになります。

目の6の畜産業費で補助金がございますけれども、この算出方法をお願いいたします。また、どういう方に、真ん中の部分は酪農経営というふうに書いております。その他、飼料の高騰分ですけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）昨今の物価高騰に伴いまして、畜産業の購入飼料の高騰も同様に続いてございます。こういった飼料の高騰に対しまして、支援をしていこうという制度内容であります。

まず、最初の配合飼料高騰対策ですけれどもこれはいわゆる配合飼料、ペレット状のものなんですけれども、主に肉用牛の農家の方であります。それから、その次が飼料価格高騰酪農経営支援対策事業ということで、これは書いてありますとおり、酪農家の方々の粗飼料、稲わらとか、それから牧草を購入されている分についてです。それから、最後の粗飼料価格高騰対策、これは肉用牛の方の粗飼料ですね。

算出方法といたしましては、昨年の4月から9月の平均単価をそれぞれ出しまして、今年の4月から9月の平均単価と比較して上昇分を算出いたします。それに対して、各農家さんそれぞれに購入伝票を提出いただいて、購入された量を掛けるの、先ほど申しました上昇額を掛けまして、それぞれの補助金額を算出したものがここに計上した額でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

円高でありウクライナ情勢でありいろんなもので、価格が飼料だけではなく、いろんなものが高騰しております。酪農さん方、この飼料を使われる方にとってはありがたい補助金だと思います。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

ページは21ページになります。

6 商工費の2の観光費でございます。西原村観光協会補助金、100万円ついておりますけれども、これはこういったものに使われるのかのご説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（小田圭佑君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

西原村観光協会への補助金100万円につきましては、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが来年の3月23日に完成予定とされておりまして、そこに西原村観光協会が空港内で西原村のプロモーションブースを設置するための費用を支援させていただく費用として上げさせていただいております。

ブースにつきましては、3月23日から3月31日までの分を計上させていただいております。こちらにつきましては、空港周辺の4か町村、益城町さん、大津町さんと菊陽町さんと一緒にブースを設置しまして、村のPRをさせていただければと思っております。空港を利用される、特に県外の方たちのPR効果が高いと見込まれますので、村としても支援をさせていただこうということで計上させていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

短期間でのブースの借入れということだったと思いますけれども、民営化になりまして、また、西原村もいろんなPRをしていかなければならないと思いますけれども、その空港内でまた西原村のPRとかが、これから何かすることができないのか、そういう続けてできるようなものは、村長、どうか何かお考えございますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

開港に伴い、一応ブースは出させていただきます。話を聞いていますと、そこで西原の産物の売行きがよかったら、もうそのまま空港の売場のほうで出せる可能性もあるということを聞いています。話を聞いていますと、例えば、お客さんが多い土日だけ出すとか、ある期間だけを借りて出すとか、継続して借りる方法もあるんですけれども、やはり価格と、あと、まずは様子見で実験を行って、反応がよければ継続していくような形で、悪ければいろいろ何パターンか変えてみて、多少実験みたいな形でさせていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは14ページの繰出金についてちょっとお尋ねします。

1,985万円の住宅用造成事業、特別会計の繰出金が約2,000万円かかっております。これは何区画ぐらいされておるのか。そして、もし移住してこられる方がおって、そこの造成地を買われるならば、2,000万円事業費がかかっておりますので、村としてもうけは関係なしになるべく購入しやすいような

価格で販売できないかと思っておりますが、その辺のところは、どんなふう
に販売価格のほうは考えておられるのか。なるべく移住者が来られるような
価格にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前 11 時 43 分）

（午前 11 時 44 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員のご質問にお答えいたします。

造成地区に関しましては、3区画でございます。全体面積が1,416㎡でござ
います。で、道路改良費を含めて計算しますと、平米当たり1万4,008円、
道路改良費を村単独としますと、平米当たり9,065円ということで、今、算
出しております。

議員が申されましたとおり、できるだけ安く売買できるように、今後、造
成ができた後、河原地区の対策委員会もおられますので、そこら辺と相談し
て、価格の決定と併せてチラシとか新聞折り込みチラシの宣伝も出してやっ
てみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）ぜひそのように、今、39歳以下の移住者が来られま
して、家を建てて、河原校区の河原小学校のほうの複式学級の防止にという
ことになってほしいと思います。

昨日、お話を聞きましたら5件ほどの問合せがあったということでござい
まして、もう少し緩和できるところは緩和して、なるべく外からの移住者が
入ってこられるような条件に、もう一回見直してほしいところもあると思い
ますので、その辺のところも再検討してほしいと思います。

それから、もう一点。22ページです。

これはもう産業委員会でも話は聞きましたけれども、布田のほうの刈草仮
置き場の整備工事、これは大体500万円の予算を組んでありますが、結構な
値段だなと思います。どのような整備をされるのか。生コン代が上がってい
るから致し方がないかとは思いますが、あそこは昔は鉄条網張ってグリッド
しておりましたから、見た目の感じが汚かったですから、ここをブロック塀
かなんかでずっと囲んでもらってすれば外からもちょっと見にくい、搬出す
ときにショベルカーの作業もしやすいんじゃないかと思ひまして、どのよ
うな整備工事をされるのか、その辺のところをちょっと。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）基本的な工事の内容にしましては、地盤に生コン舗装で
す。議員が言われましたとおり、周辺をブロックで囲おうかと思っています。

鉄条網とか現在ございまして、どうしてもローダー等で草を押しやるときにやっぱり変形してしまって、村道沿いによく曲がっておったりしてましたんで、自分たちで直すようなことが何回もございました。あまり高いと歩行者とか車に危ないんで、ローダーですくって草が出ないような形でやっていこうかなというふうに計画しています。高さの詳細につきましては大体３段ぐらいを予定しています。以上です。

○議長（山下一義君）８番議員、上野君。

○８番議員（上野正博君）ぜひ、そのようにしてほしいと思います。

以前は、あそこの周りはちょっと汚くて、ブロック塀をしていただければ幸いかと思います。

たまに、個人の方が自分のところの草とか植木とかの枯木を入れている人もおるんですよ。これがもし出来上がったら、区役以外の搬出ができないというような看板を一応立てていただくならと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

３番議員、小城君。

○３番議員（小城保弘君）３番、小城です。

21ページの林業振興費で有害鳥獣についてお伺いいたします。

今、今年度は有害鳥獣の免許、捕獲される人たちの免許証、資格も多く取られて、大分捕獲されると思いますけれども、去年と比べて、要するに分かるだけで結構ですから、鹿が増えているのか、アナグマが増えているのか、イノシシが増えているのか、そこのところを、どのような対策を、例えば鹿、イノシシ、アナグマとか、いろいろ動物によって違うわけですよね、イノシシの電柵ばかりだったら、鹿は関係なく上から入ってくる、アナグマは下から入ってくると。ということで、いろいろ変わってきますんで、去年と比べて何が多くなっているのか、どのくらい、また増量して捕れているのかをちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）捕獲頭数の前年との比較ということでございます。

イノシシにつきましては、昨年161頭、今年が182頭で微増ではございます。それから、ニホンジカに関しましては、昨年125頭に対しまして今年が224頭ということで、200%近い増加になっております。アナグマ、タヌキにつきましては、昨年54頭に対しまして今年が80頭ですので、こちら右肩上がりということでございます。

ご指摘ありましたイノシシの電気柵では当然、鹿には対応できないということで、以前から鹿用の高い電気柵を導入される地区もあったんですが、昨今では、下３段をイノシシ用で、上のほうにまた２段ほど設けて鹿用ということで、２段構えの電気柵の設置というような要望もあっておりまして、補助事業でそこら辺は対応しておるという状況でございます。以上でございます。

す。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）結構、去年と比べると捕れているようで、補助のほうも鹿、イノシシ対策の電柵をされていると思いますが、依然として繁殖が強いのか何か分かりませんが、多くなっておりますので、西原で、猟友会で猟銃を打たれる方が何人か私も把握しておりませんが、少ない人数だと思いますので、これ以上増えないようにといいますか、ただのわなでは、ただこっちからこっちに追いやるといだけのものですので、あと、県あたりに協力してもらって、猟友会のほうに協力してもらって、猟銃で捕獲してもらえないかといういろいろな住民の声が出ておりましたので、一応そういうことで、またできればそういうことをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。（「はい」の声）

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）猟友会のお話でございます。

以前は、村内の方のみで十数名、20名弱ぐらいで捕獲をされておりました。正確に何年前ぐらいというのは覚えていないんですが、ここ四、五年ほど村外の方も西原の捕獲隊に入っていたいただいて、捕獲をしておるということで、現在は30名強の方に従事いただいております。

それから、新規の免許取得者の方が猟友会に入られて活動されているというケースも、徐々にではありますが増加しておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今の件です。

実は我が家に足跡がいっぱいできるようになりまして、我が家で電気木柵をするわけにはいかず、住宅地ですから。そういった場合は、前回も言われたけれども、我が家だけじゃなくてほかの方、うちの高遊地区住民の方のどこかにわなを置くとか云々とかをしなければいけないのかなとなったとき、ここから貸し出すのか、自分たちで地域で買わなければいけないのかとか、そういった何かやり方というのはあるんでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）有害鳥獣捕獲では、先般申し上げましたように、住宅地200mだったか100mだったか、すみません正確に覚えていませんが、辺りでは銃猟が禁止になるわけなんです。ですので、捕獲しても止め刺しをやりとかでやらなきゃいけないということで、住宅地でそれをやるというのは、あまり好ましくないというようなことで、よくテレビ報道なんかでもありますように、警察の協力をいただいて、追い払いを行って、区域外で捕獲、

あるいは止め刺しを行うというような方法になってまいります。

わなにつきましては、個人で購入いただいて設置をするというのは、鳥獣保護法違反になりますので、決してなさないようにお願いしたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）それは、だから貸出しとか何かあるのかなと、今後増える可能性があると思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）貸出しの制度は、国庫補助事業を使いまして、毎年じゃないですけども、そのときの要望量に応じて購入をいたしております。

ただ、申しましたように、わなの設置は、免許を取得していなければ設置ができませんので、免許をお持ちでない家庭に貸出しをすることは不可能でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

14ページの防災公園等整備事業の財源組替、地方債でやっておったのが一般財源に組み替えられております。これは多分、6 ページの地方債で廃止されておりますね。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 3 億1,000 万円、それが多分追加された公共事業等債と辺地対策事業債に組み替えられたものと思います。

債務も借金ですので、一般財源と変わらんかと思われるところですが、この地方債には交付税措置があるということで、今度、交付税措置、これいろいろパーセントが変わると思うんですけども、廃止された 3 億1,000 万円、このときの交付税率と新たに追加された公共事業等債と辺地対策事業債の交付税率をお聞きいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

今回、6 ページのほうで言いますと、先ほど堀田議員のほうからも言われましたとおり、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債のほうを廃止して、追加で公共事業等債と辺地対策事業債のほうで新たに組替えを行っておるということでございます。

当初予算計上時、総事業費 6 億2,000 万円の事業に対しまして、社会資本整備総合交付金が 2 分の 1、残りを起債の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を 2 分の 1 として計上しておりましたわけでございますけれども、令和 4 年度の当初に、この強靱化債のほうの申請をする際に、本起債のほうが

令和4年度の事業分には適用されずに、令和3年度の補正予算で要望した事業が対象ということで、令和4年度の当初での活用ができないということが判明いたしました。このことによりまして、あと残りは公共事業等債という形になりますので、それになると、先ほど堀田議員も言われましたように、交付税措置率のほうが大分下がってまいります。そこで、今回、辺地計画のほうの変更をさせていただいておりますが、それと併せて今回、変更の中にこの体育館の事業の分を組み込んで、できるだけ交付税措置があるような形での組替えという形にしておるということでございます。

先ほど言われました率につきましては、国土強靱化の事業債のほうで充当率100%の交付税措置率50%でございます。あと、公共事業等債につきましては充当率が90%ということで、交付税措置率が22.2%という形になっております。辺地債につきましては充当率100%の交付税措置率が80%という形になります。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）計算得意じゃなかですが自分なりの暗算で計算すると、かなりマイナスになったというところで、防災公園等の地方債が一般財源に組み込まれたということですよね。ということは、また、先ほどから言いよる一般財源をまた使うということになるんですよね。財源だから使わんといかんということもありますけれども、できるだけ交付税措置とかそういうのがあるのは、もう全然反対しませんけれども、一般財源に負担がかかるというのはちょっとどうかなと思っておりますということです。どうでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員の申されるとおりでございます。国土強靱化とか補正予算債というのが、意外と公共事業には多くあり、これまでもございました。もちろん、早めにお金をもらって3月に事業を始めて1年間で、次の年が繰越しになりますので、基本、繰越事業で完全に終わらないと事故繰となりまして、地震災とか事故繰とかはございましたけれども、基本的には事故繰がないものと一応認識しております。そこら辺の事情だったりとか、逆に最初はずくと予定されていたんですけれども、補正予算でつかなかったという例とかも多々あるようでございます。本当に最善策を見つけて、よりよい補助、また補助裏を今後とも頑張って探していったって少しでも税金の無駄遣いがないように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、村長から事故繰が出ましたが、事故繰というのは一般的に行政の怠慢、恥と絶対あってはならぬものです。今まで事故繰は結構ありました。これはもう復旧をしなければいけない、もう仕方がないな

ということで、私ももう今は致し方ないということではしておりますが、復旧率九十何%とっておりますので、これから普通の生活、普通の行政運営になるわけですので、廃止したのも勘違いという行政上の例外だったのかと思いますけれども、今後、事故繰も絶対ないような行政運営してほしいということで、私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）反対討論をいたします。

先ほど動議を出しましたが、否決されましたので、ここで否決をしてしまうと全てのものができません。でも、否決されたというところで、こういうときにはもう全体的な否決と、反対ということで私はそういうふうに採らせていただきます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時06分）

（午後 1時04分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第52号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第52号につきましてご説明いたします。

議案第52号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,854万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金28万円の減額補正でございます。未就学児均等割保険税軽減繰入金16万5,000円の増額補正につきましては、未就学児均等割保険料国・県負担金の増額に伴う繰入金の増額補正であります。

事務費繰入金44万5,000円の減額補正につきましては、会計年度任用職員報酬等を一般会計の新型コロナウイルスワクチン接種関連予算へ組み替えたことによる減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費44万6,000円の減額補正であります。会計年度任用職員の報酬等を一般会計の新型コロナウイルスワクチン接種関連予算へ組み替えたことによる減額補正であります。

あとは、予備費を16万6,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第53号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,606万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,518万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金103万8,000円の増額補正であります。令和4年度保険者機能強化推進交付金交付決定に伴う増額補正であります。

同じく、目5介護保険保険者努力支援交付金101万8,000円の増額補正であります。こちらも令和4年度介護保険保険者努力支援交付金交付決定に伴う増額補正であります。

款5県支出金、項2県補助金、目4事業費補助金1,400万6,000円の増額補正であります。介護予防拠点施設整備として行う集会所施設の改修に伴う県補助金1,400万6,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,400万6,000円の増額補正であります。負担金、補助及び交付金として介護予防拠点施設整備、地区としましては、秋田、土林、上鳥子地区の各集会所施設の改修事業に伴う補助金1,400万6,000円の増額補正であります。

款4諸支出金、項2繰出金、目1繰出金3万7,000円の増額補正であります。過年度分の介護保険料軽減強化国・県負担金の返還に伴う一般会計の繰出金の増額補正であります。

あとは、予備費を201万9,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第54号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億88万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金57万円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う繰入金の減額補正であります。

款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入40万9,000円の増額補正であります。後期高齢者健康診査受診者の増加に伴う広域連合受託事業収入の増額補正であります。

項4雑入、目1雑入10万6,000円の減額補正であります。後期高齢者医療保険被保険者証交付に伴う事務費の減に伴う補助金の減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金56万9,000円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金56万9,000円の減額に伴う減額補正であります。

款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費44万円の増額補正であります。
目 1 健康診査費、後期高齢者健康診査受診者の増加に伴う委託料41万円の増額補正であります。

あとは、予備費を17万8,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第55号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第55号につきましてご説明いたします。

議案第55号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,766万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の補正につきましては、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

主な内容としましては、4ページをお開けください。

歳入につきましては、補正はございません。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出、項 1 営業費用、目 1 業務費の給料、職員手当等、共済費を合計で34万7,000円の増額補正でございます。

それに伴いまして、項 3 予備費、目 1 予備費を34万7,000円減額補正しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第56号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第56号につきましてご説明いたします。

議案第56号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

開けていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益2,621万8,000円、0円、2,621万8,000円。

第1項営業収益、1,600万8,000円、0円、1,600万8,000円。

第2項営業外収益、1,020万9,000円、0円、1,020万9,000円。

第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

支出、第1款水道事業費用、2,621万8,000円、0円、2,621万8,000円。

第1項営業費用、1,669万6,000円、49万円、1,718万6,000円。

第2項営業外費用、70万円、0円、70万円。

第3項特別損失、1,000円、0円、1,000円。

第4項予備費、882万1,000円、マイナス49万円、833万1,000円。

2ページをお願いします。

第3条、予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり改める。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

1、職員給与費、887万円、49万円、936万円。

2、交際費、0円、0円、0円。

令和4年12月6日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の補正につきましては、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

主な内容としましては、4ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）説明書。

収益的収入につきましては、補正はございません。

収益的支出につきましては、項1営業費用、目3総係費の給料、手当、法定福利費を合計で49万円の増額補正。

それに伴いまして、項4予備費、目1予備費を49万円減額補正しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は9日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時31分 散 会

第 4 号 (1 2 月 9 日)

令和4年第4回西原村議会定例会会議録

令和4年12月9日、令和4年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年12月9日（金曜日） 議事日程第4号

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 村長提案理由説明（議案第65号） |
| 日程第 2 | 議案第57号 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第58号 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第59号 西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を定めることについて |
| 日程第 5 | 議案第60号 西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第61号 西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を定めることについて |
| 日程第 7 | 議案第62号 工事請負契約の締結について（西原村トレーニングセンター解体工事） |
| 日程第 8 | 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（堀切多々良線道路改良工事） |
| 日程第 9 | 議案第64号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園園内道路整備工事） |
| 日程第10 | 議案第65号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園調整池整備工事） |

- 日程第 1 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 3 発議第 6 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 発議第 7 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 1 5 発議第 8 号 工業団地造成特別委員会の設置について
- 日程第 1 6 委員会報告について
- 日程第 1 7 組合議会報告について
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工係長	小 田 圭 佑 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、村長に議案第65号の提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第65号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、西原村運動公園調整池整備工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工係長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたします追加提案は、議案1件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。今日一日お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第2、議案第57号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）おはようございます。

議案第57号につきましてご説明いたします。

議案第57号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,963万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

鳥子地区工業団地調整池整備工事、令和4年度から令和5年度まで、3億3,000万円。

鳥子地区工業団地流末排水路整備工事、令和4年度から令和5年度まで、5,000万円。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金4億2,963万6,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費につきまして、主なものとして、節8旅費は企業誘致特別委員会開催時費用弁償、用地交渉に伴う普通旅費でございます。

節11役務費は、通信運搬費は主に切手代として5万3,000円、熊本県開発行為許可等申請手数料87万1,000円でございます。

節12委託料は、立竹木調査委託料650万円、建物補償調査委託料300万円、搬入土現地測量委託料300万円、登記関係委託料100万円を計上しております。

節16公有財産購入費、工業団地用地購入費2億3,540万7,000円を計上しております。

節21補償、補填及び賠償金として、工業団地用地内立木補償費4,366万3,000円、工業団地用地内建物等補償費1,288万2,000円を計上しています。

9ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金では、既に一般会計におい

て予算の執行及び契約を行った測量設計委託料に対し、繰出金として1億2,300万円を計上しています。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今までの報道とかで、設計委託料1億2,300万円が前回の議会で認められたということになっております。それで、議案第51号で反対動議を出したわけですが、この中で、商工費の中に工業団地造成費用として繰り出しが3億6,063万6,000円と設計繰り出しということで1億2,300万円を計上してあります。

ただ、前回の補正で出されて認められたのは、商工費の造成事業の中に委託料、それに1億2,300万円を認めたということになれば、この減額がなされとらんとすると思うんですけども、村長どぎゃんでしょうか。でないとダブっと思うと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時09分）

（午前10時09分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

現在、その委託料につきましては、執行中でございます。

減額は今回はできないで、一旦企業会計のほうに移して、次の議会か何かで減額できるというふうに認識しております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、執行した分についてはこっちの会計に持ってくるべきじゃないんじゃないのでしょうか。現在進行でしょう。

ここで、例えば3,000万円使いましたと、だったら1億2,000万円をこっちに持ってくるのが本来じゃないんじゃないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時11分）

（午前10時14分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部から説明は。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

今、一般会計で1億2,300万円の予算は計上されておまして、それはもう今執行中ということでございますので、特別会計のほうでも一応その金額というのは含めたところでの総枠という形になりますので、一旦一般会計からの繰り出しをしておりますが、一般会計で使っている分の1億2,300万円をこの企業会計のほうから一般会計のほうに持っていくというような形になります。よろしいですか。以上です。（「企業会計ってありましたか」の声）すみません。訂正いたします。特別会計の間違いでございました。すみませんでした。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

反対討論いたします。

先ほどの質問にありましたとおり、ちゃんとした使途の説明がすぐにできる、今日は課長がおりません。でも、村長はそのときから携わっておられます。ですから、すぐ明確に答えてほしかった。しかし、ここでちゅうちょされる、すぐ答えられないということであれば、ちょっと果たしてこれで村民が納得するのかなと。

ここにあるのは、傍聴席お一人しか来ておりませんね。でも、これ、公開されておりますね。だから、いろいろ言ってこられる人は議事録を見、またDVDも見られます。そういう感じで見られております。他、信用性があるかないか分かりませんが、外部新聞でも報道されます。そのときにできるかできないか、ちょっと疑義を持たれたら、だから、昨日から言っているように、これを払拭してこういう予算もちゃんと説明を村長ができるようにならなければ、なかなか、住民の代表として立つとる我々が自信持ってここはこうなっておりますと言えるような説明をお願いしたい。

また、特に、私がいつも、税務課出身で申し訳ありませんけれども、税を大事に使えるということを言っておりますが、ここで1つ提案もさせていただきます。税込、全部が全部入っておりません。中には悪質滞納者がおります。納期内納税者は一生懸命それに納めなければならないということで、何かを辛抱して税金を納めている。片やパチンコとか競輪、競馬で金を使ってしまって、役場から催告すると、なかと。担当者が夜でも徴収に行くと、おまえたちは何しに來たか、人の家ば土足で踏み上がってかと。搜索でも入れば刃物を出してくる。そういうのに一生懸命抵抗しながら、何万円の金を滞納処分を持ってくる。この金が、去年の決算では最初の調定は1,000万円ぐらい

あったですね。そして、そんなんやって努力した職員の結果、二十何%しか入りませんね。残ります。

ですから、村長、これをつくりました、これをしましたと言うと目立ちます。しかしながら、裏で努力している職員のところを、村長も人の話を聞くなり、やらなければやらないところに村長も一緒に同席して、1,000万円取れなかったのを500万円でも取ってきましたって言うてすると、納期内納税者が思うと、そうだよって。おまえがそこまで取ってきたなら、一般会計を使われたっちゃ、目立つところに使ったっちゃええじゃないやうて言うと思うとですよ。今のまま目立つところだけをやって目立たないところの話を聞かなければ、何もならないと思います。

ですから、こういう感情を持つとる住民が、納期内納税者がいらっしゃるというところを鑑みると、私はこの説明がちゃんと明確に一瞬にしてできない。村長がよそから来とんなら分かるんですよ。でも、ずっと今まで携わとる。予算の流れも絶対把握しとかんといかん。それが答えられなかったら、私はその信用をなくすというところで反対討論をいたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに討論ありませんか。

8 番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）8 番議員、上野です。

私は賛成討論をします。

令和4年第1回の定例会で、工業団地の造成検討業務委託料を当時、議員全員で承認しています。また、令和4年第2回定例会で測量実施設計業務委託料等を全員賛成で承認している。この両方とも執行部より当時の全員協議会で関係各課より説明が出されており、納得の上で全員が賛成したものと認識している。

各定例会での全協のときにも、執行部側からはなぜこの計画地を選定したのか、一定の説明はされたと記憶しております。例えば上水道、工業用水道、電力の高圧線、光ファイバー等の説明や県下で各市町村が造成されている工業団地の販売価格と比較し、今回、計画地で造成費、販売費用等の一定の事業説明があり、この事業に対し大きな事業費になることは、各議員それぞれの立場で認識していたものと想定される。そのときの全協または本会議の議員から現在の計画地に対しての反対的な意見は何ら出ていないことも事実である。

他の候補地を検討していたにもかかわらず説明されていないのは議会軽視という発言が出ているが、民主的な議論の立場であり、議会側からこれからの質問も他の場所で検討しているのかと問うこともできたと想定される。

また、候補地の比較的検討の資料提出や説明を受けていないため、住民に説明できないということであるが、議員の中には、担当課に自ら問い合わせ、執行部側は問合せに真摯に対応しているように。ただ、議会軽視という言葉

では、全て執行部へ責任を押しつけるということかと思われる。

問題は、さきの6月定例会で全議員の賛成により予算を計上し、今現在事業が動いているときに予算を凍結し、一時中断または中止の再検討ということだが、このような状況下で過去の議決を覆すことは行政業務の停滞を招き、議会の信用失墜にもつながりかねない。また、本動議は本事業に対してのイメージ低下も想定されるため、私はこの案について賛成いたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに討論ありませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）私も賛成討論をさせていただきます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）討論というのは、反対討論があつて賛成討論、そして反対討論を議長が認めていなかったときに賛成討論というふうなのが一人一回原則の討論となっておりますが、そののちゃんとした原則を踏まえて進行をお願いいたします。

○議長（山下一義君）はい。ほかに反対討論ありますか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

反対討論ということでさせていただきます。

先日から、この件についてはいろいろと全員協議会でも説明があつておる。しかしながら、先ほど上野議員が言われましたけれども、やはり疑念を持つというのは、その人によって違うと思うんですね。私自身は9月から定例会に入っていますので、その前のことは、実際、1億2,300万円ちょっとは前のほうで採決された。その前のときに、9月の定例会のとき、私はそのように言っております。

しかしながら、場所についてもそうなんですが、いろいろと説明が足りているのかなというのがあつて疑念を持っているんですね。だけどそれを払拭できないというのは、現地を、じゃ、皆さん方見に行ったのかと。要するに、設定されとる3か所の分を見に行かれたのかな、そしてそこできちんとした説明がされたのかな。それが何かされていないように見えるんですね。だから私たちは疑念を持つんですね。と言っているんです。

だから、こういうような予算をするにしても、やはりきちんとしたことをやっていなくて、はい、これを通してくれというのはちょっと違うんじゃないかなと思って、私は反対討論とします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに討論ありますか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）賛成討論させていただきます。

先ほど上野議員が言われましたように、令和4年の第1回定例会、もう造

成ですね。業務委託。それから、第2回の定例会での実施計画業務委託料に関しては、全員賛成をされております。全員賛成ということで、議決は十分に審議はされたものと私は思っております。執行部の議会軽視には、私は当たらないと思います。一応は全員賛成をしておりますので。

今定例会で、全協で議会軽視という発言がありましたけれども、議会側の工事となった箇所の説明、要望、それに対して執行部はすぐさま真摯に対応いたしまして、その資料を出していただき、説明をいただきました。その時点で十分説明責任を私は果たしていると思われま。

議会側も一度全員賛成で決めたことであります。むしろ、これを住民から不安をなくせるように説明するのは我々の努力が必要と思いますが、執行部と今後一緒になって平等な立場で議論をしながら、なるべく住民の方々に混乱を招かないような、そういう模索を我々はやっていくべきではないかと思っておりますし、今回はこれが最善策ではないかと思っております。

これによって、私はこの議案に賛成をいたします。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第58号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）議案第58号につきましてご説明いたします。

議案第58号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。熊本県阿蘇郡西原村。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,985万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1,985万円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費につきまして、主なものとして、節8旅費は河原校区活性化対策特別委員会開催時費用弁償として1万1,000円を計上しております。

節14工事請負費は、河原地区定住促進宅地造成工事費として1,300万円を計上しています。

款3諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金では、既に一般会計において予算の執行を行った造成計画検討委託・用地購入費に対し、繰出金として683万7,000円を計上しています。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員(高本孝嗣君) 2番目の高本です。

7ページのほうの歳出のほうで見ていただきたいと思いますけれども、款、項、1、1の、その中に14節の工事請負費ということで1,300万円計上されておりますけれども、この中の文言として、河原地区定住促進宅地造成工事か。ということは、昨日私も一般質問のほうをさせていただきましたけれども、河原校区内の定住については、やっぱり様々な条件に基づいて、昨日も申し上げましたけれども、今後やっぱり想定されるんじゃないだろうかというのは、河原校区内に定住される方を増やすためにこういった活動をされとると思いますけれども、この1,300万円というのはもう既存のやつを一応予定とされとると思いますけれども、今後、これ以外でされる計画があるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長(山下一義君) 村長。

○村長(吉井 誠君) 高本議員のご質問にお答えいたします。

これが売れたら、また次のやつに目指してやっていきたいというふうに思っております。現在も、地元の議員さんで堀田議員のほうにもある物件とかを調査等できないかということで相談をさせていただいております。

今後も、調子がよければもう次から次へとこの会計でやっていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

本当に前向きな検討で次から次ということで、議会のほうも先般からいろいろな問題が起きておりますけれども、議会も河原活性化特別委員会がございまして、そちらと一緒に進めていただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第59号から日程第6、議案第61号までの西原村総合整備計画の変更を定めることについてを一括議題にしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）議案第59号から議案第61号、以上3件につきましては、全て各地区の西原村総合整備計画の変更を定めることについてであり、同じ提案理由でありますので、以下については、一括して各地区の西原村総合整備計画の変更内容を説明させていただきます。

議案第59号、西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を定めることについて。

西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を次のように定める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の総合整備計画（小森辺地）につきましては、令和3年度に策定した計画の変更となります。

変更箇所は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画のうち産業振興施設（観光レクリエーション）へ新たな事業を追加したことによる事業費の増額変更であります。

追加した事業の内容についてですが、総合体育館の公園整備事業であり、事業費のうち、村負担部分について辺地債を活用できるよう追加を行ったものであります。以上でございます。

続きまして、議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を定めることについて。

西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を次のように定める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の総合整備計画（宮山辺地）につきましては、令和3年度に策定した計画の変更となります。

変更箇所は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画のうち産業振興施設（観光レクリエーション）及び（農業近代化施設）へ新たな事業を追加したことによる事業費の増額変更と、新規事業として厚生施設（消防施設）の追加を行ったことであります。

追加した事業の内容についてですが、総合体育館の公園整備事業、堆肥センターへの農業用施設機器導入、消防積載車及び小型動力ポンプの導入事業であります。以上でございます。

続きまして、議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を定めることについて。

西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を次のように定める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の総合整備計画（河原辺地）につきましては、令和3年度に策定した計画の変更となります。

変更箇所は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画のうち産業振興施設（観光レクリエーション）へ新たな事業を追加したことによる事業費の増額変更と、新規事業として厚生施設（消防施設）の追加を行ったことであります。

追加した事業の内容についてですが、総合体育館の公園整備事業、消防積

載車及び小型動力ポンプの導入事業であります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

議案番号は全てにおいてですのでよろしいでしょうか。（「はい」の声）

この見直しというのは、昨日私が出したところで質問しました地方債補正の見直しということで、交付税率を計算すると非常に村民の負担になるというところで何かないかというところで、辺地の見直しをすれば交付税率が上がるというところの提案でしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）はい、そのとおりでございます。

○議長（山下一義君）4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）先ほどまではいろいろ言うておりましたが、やはりこういうふうに住民の負担を少なくするためにはどうしたらいいかということでの努力のこういう予算計上、予算計画の変更見直しをすれば村民に負担を与えずに交付金が来るというところの努力は非常にいいことだと思いますので、ここは評価したいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）これから先ももう一生懸命勉強して頑張っていきたいというふうに思っています。またご指導ご鞭撻よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）5 番議員、坂本です。

全体的な質問でございますけれども、この辺地、使えるものが公園とかにも使われたと、消防にも使われたということで、またあとは、辺地といえはその地区地区にあると思いますけれども、簡単な道の補修とかそういったものをされますけれども、地元からの要望を聞かれてする。ここは、辺地は5年ぐらいされるんですかね。そういったもので地元の要望からできるような対策というものをお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）一応この辺地については5年を機に更新ということで、その5年の間に追加等あればこういう議会をお願いしてまた追加させていただくという制度で、道路等につきましては、記憶にありますのが何m以上と

か、恐らく記憶では120mだったと思うんですけれども、120m以上でなければ対象でないとか、簡易な舗装とか補修とかは対象外ということになっていきますんで、地元からの要望はできるだけ受けて、それでなるべく辺地の対象になるように計画的にやっていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

道だけではなくっていろんなものができる辺地というのがちょっと内容的には地元の皆さんが分かれられないということで、辺地の内容でこういうものもできますよとか、そういうものを地元の人たちに説明しながら、その中で要望が合うものをピックアップしてできればまた地元の方々も喜ばれるんじゃないかと思っておりますけれども、ちょっと区長さんを通してとか、そういったものはできないでしょうか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） まず考えていますのが、議員の皆さんにもう一回説明をさせていただいて、こういうのができるとか、全体的な総合的なものに関しては、体育館みたいに全体の人口から辺地の人口の割合で起債ができるということもありますんで、よければ勉強会か何かを開かせていただいてそこで説明して、その後、またこちら辺は区長さんに話したほうがいいんじゃないかとかいうのを相談しながらやっていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

先ほどの工業団地造成とかでも賛成はしましたけれども、堀田議員が言われるのももっともだなという部分があります。それはやはり自治体の皆様方は一生懸命されておりますけれども、その一生懸命されている中で注目されるのは、もう工業団地とか幾つかピックアップすれば、使われているのがどういったものに使われているかというのが私たちに伝わるというのは大分遅れてきます。そうではなくて、やっぱり皆様方がやっていることも、全部が全部とは言いませんけれども住民さんがやっぱり注目しているので、その辺をちゃんと我々に教えていただき、勉強を一緒にしていただきたいと。またそれを、こういった辺地とかであれば住民さん方にも使えるもの、区長さんを通してでも一緒になってその場所に行ったりとかして、そういう勉強会も必要だなと思っておりますので、ぜひしていただきたいと思います。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 私がちょっと期待をしていますのが、今度タブレットパソコンを議員の皆さんに配付されると思うんですけれども、その中にLINE WORKSという、LINE とほぼ似たやつなんですけれども、その間

でこちらから資料を提示したりとか、議員さんのほうから問合せがあったらすぐ入れてもらってそれに返答していったりを密にできないかというふうな感じで計画をしております、勉強会とかはご足労願いますけれども、なるべくもう今回のことを踏まえても真摯に説明していきたいというふうに思っております。もう頑張るしかないなというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。すみません。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに伺います。

議案第59号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、西原村総合整備計画（小森辺地）の変更を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

議案第60号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、西原村総合整備計画（宮山辺地）の変更を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

議案第61号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、西原村総合整備計画（河原辺地）の変更を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 山田 孝君 登壇 説明)

○教育課長(山田 孝君) 議案第62号について説明いたします。

議案第62号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西教工第9号、西原村トレーニングセンター解体工事。

2、契約金額4,927万4,280円(税抜額4,479万4,800円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市赤星2114番地1、会社名、株式会社八方建設、代表者、代表取締役前川浩志。

今回提案の工事概要につきましては、昭和57年に建設され40年が経過した鉄骨造の平屋建て1,339.76㎡の西原村農林漁業者トレーニングセンター解体工事一式であります。

本工事につきまして、指名競争入札を11月18日に行い、業者が決定いたしましたので今回提案させていただくものであります。

2ページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員(小城堡弘君) 3番議員、小城です。

解体工事ということですね。あそこの農林漁業、ほとんど鉄骨でできていると思いますけれども、これは今も鉄が非常に高うございます。この鉄骨も引いた値段でのこの解体が4,900万円になっておりますけれども、引いた値段でしょうか。これ、また別に鉄骨はこっちでもらって売ることがができるのでしょうか。そのところの問題をちょっとお願いします。

○議長(山下一義君) 教育課長。

○教育課長(山田 孝君) 小城議員の質問にお答えいたします。

今回の解体工事、鉄骨分はそのまま引いた値段でございます。売却まで向こうでしていただくというような形で、工事費からは差引きをさせていただいているという金額になります。

○議長(山下一義君) 3番議員、小城君。

○3番議員(小城堡弘君) 何分少しでも安く上げたいということでこのようにやっぱり差し引いて、鉄骨はもう非常に高いのです。差し引いた値段で見積

りをさせていただいたということで、大変ありがたく思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第63号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、堀切多々良線道路改良工事。

2、変更前契約額9,598万6,000円（税抜額8,726万円）、変更後契約額1億803万9,800円（税抜額9,821万8,000円）、1,205万3,800円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

堀切多々良線道路改良工事（日向工区）につきましては、令和4年9月第3回定例会におきまして契約締結の議決をいただいたところであります。

今回は、請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更の主な内容といたしまして、道路擁壁工における間地ブロックから中

型ブロック系の材料変更増。

また、本工事に隣接する日向・葉山・医王寺地区圃場整備区域内において用水路の未施工区間が一部あり、今回の改良工事において既設の仮設材を撤去し、新たな用水路を追加施工することによる変更増。

それから、土砂運搬距離の確定に伴う変更増が主な理由となるものでございます。

次のページに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第64号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、防安西企第7号、西原村運動公園園内道路整備工事。

2、変更前契約金額6,660万6,100円（税抜額6,055万1,000円）、変更後契約金額6,753万2,300円（税抜額6,139万3,000円）、92万6,200円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役下村一恵。

変更の主な内容といたしまして、県道堂園小森線から園内道路を接続する

カルバート工施工区間内に小森土地改良区所有の農業用水管が敷設されていたため、管の移設が必要となり土地改良区と協議しました結果、芝生広場の芝生散水のために利用している本管内に土砂が容易に堆積することが判明し、管を長期的に使用するためには、排泥施設の設置をすることが必要となりました。管路の維持管理を強化することに伴い、管の長寿命化へつながること、よって芝生の長寿命化へとつながるため、管の排泥施設を追加したことに対する変更の増でございます。

次のページに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第65号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 小田圭佑君 登壇 説明）

○企画商工係長（小田圭佑君）議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、防安西企第11号、西原村運動公園調整池整備工事。

2、契約金額3億1,167万5,193円（税抜額2億8,334万1,085円）。

3、契約の相手方、緒方・村上特定建設共同企業体、（代表者）所在地、熊本県菊池市野間口1097番地、会社名、株式会社緒方建設、代表者、代表取締役緒方公一。（構成員）所在地、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、会社名、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝。

主な工事概要につきましては、応急仮設住宅撤去工事が完了しました場所にて、必要貯留量4,394m³の調整池を多目的広場地下に整備する工事でございます。

次のページに公共工事請負契約書案を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第65号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長に説明を求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、西山春作。生年月日、昭和34年4月16日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原547番地1。備考、新任。

提案理由でございます。

人権擁護委員、園田久美代氏が、令和5年3月31日に任期満了となるため、新たに、西山春作氏を候補者として熊本地方法務局へ推薦するため選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

2号の方も含めて、ご協力をいただく方にああだこうだとか何か、そうではなくて、まず、再度お聞きしたいのは、人権擁護委員さんのお仕事の内容というのをちょっと、分かればお願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）中西議員の質問にお答えいたします。

人権擁護委員といいますと、法務局あたり人権相談とか、村のほうでも4回ほど人権相談等をされております。そういった中で、あと法務局のほうで各部会等がございます。女性部会だったり子ども部会だったり高齢者の部会とか同和問題の部会とか、そういった関係のご相談とか、その勉強をされたりとかいう形での活動をされておるといような状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）人権擁護委員さんの仕事内容といいますか、若干ずれるかもしれませんが、要はハラスメント関係においてちょっと質問をしたくて、2日目の坂本議員の一般質問でもありましたが、それは庁舎に対して来られた方々のお話だったと思いますけれども、私は、それも含めてせつかく村長が対応していきたいとおっしゃられたので、庁内においてのパワハラとかセクハラとかがもしもあった場合に、ちょっと風のうわさで聞いたこともありますけれども、やっぱりどこかでそういう対応というのを早めにしとったほうがいいんじゃないかと思って、それも併せて対応を取り組んでいただける話を検討してもらえればと思って。

今、新聞やテレビで介護施設も含めて保育園も含めてえらいにぎわっていると思います。庁内でもあっていることもあるのではないかと。されている側も、やっぱり一生懸命部下に対してやっていることがそうになっているとは思わない方もおられると思うとです。夢中になって仕事を教えたりとか。でも、やっぱりつらい思いをされるのは若い方とかそういう方になると思いますから、ずっと考えていたことでして、もしかしてそういったところで何かアンテナといいますか、ぱっと電話でもできるようなところがあればと思って。人権擁護委員さんというのはそれには値しないのかと思って。それが駄目であるならば、また何かの対策で早めに声かけの電話ができるようなところを設置することを検討していただければと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）一応人権擁護委員さんあたりも法務局のほうでそういった、相談内容についてはこちらのほうには報告ございませんのでちょっと分かりませんが、ハラスメントとかそういった部分については、庁舎内、役場内では総務課のほうで相談窓口は設置をしております。ですが、

今のところ、そういった相談が上がっているということはございません。以上です。

○議長（山下一義君）6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）なかなか現場内同士ではしゃべりにくいところもあるのかって思って、そういった窓口をつくっておくことによって、いろんなことが起こって第三者委員会になってつくったときはもう遅いわけですし、やっぱり手前でお互いが上手にやっていける取組を検討できればお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）一応役場を問わず、職員に関しましては、先日申しましたとおり病気になっている職員とか、家族の子どもさんが病気になっているところももう本当少なくはございません。

庁内でストレスチェックを毎年1回やっていまして、あんばいが悪い人については年1回は対面での相談だったりとか、あんまり悪いときは病院にお願いしたりとかやっています。できるだけそういうストレスがなくなるように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）諮問に対しての質問、答弁が寛大に議長から許していただいて、すごいと議長の心の広さを感じましたが、私はちょっと確認だけです。諮問ですので。

教育委員さんは再任というのが何回もあって、ああ、あの人が何回もしよらすねって、人材があるけんですよ。ここは1期と思うとですよ。前の方も、園田さんにしろ塚元さんにしろ、人材的には全く問題ないと思うんですけども、新たに出されると、再任がないというのは、もう1期しかない、再任は妨げないという条文はないのかなという確認だけです。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）堀田議員の質問にお答えいたします。

今回、ちょっとまださっきの諮問もあるんですが、園田久美代様につきましては、一応2期、再任を一度されております。

塚元さんについては、1期という形で務められておるということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかにお尋ねないですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）なかなか何か結構、意外と職務が大変みたいで、今回もやっと探したという状況で、よければ、今後の件も含めまして、議員さんたちがこの人がいいんじゃないかというのはぜひ教えていただいて、もう前々からお願いしたいと思っていますんで、よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は西山春作氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、西山春作氏を適任とすることに決定します。

日程第12、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長に説明を求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）諮問第2号についてご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、高橋明德。生年月日、昭和33年12月23日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子654番地7。備考、新任。

提案理由でございます。

人権擁護委員、塚元利文氏が、令和5年3月31日に任期満了となるため、新たに、高橋明德氏を候補者として熊本地方務局へ推薦するため選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはありますか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は高橋明德氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、高橋明德氏を適任とすることに決定します。

日程第13、発議第6号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、坂本隆文君に求めます。

（5番議員 坂本隆文君 登壇 説明）

○5番議員（坂本隆文君）発議第6号、令和4年12月9日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、坂本隆文。

賛成者、西原村議会議員、堀田直孝、賛成者、西原村議会議員、高本孝嗣。
西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合におけるオンライン会議の開催方法等について規定しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくってください。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第13条の次に第13条の2を加える。以上になります。何かご質問があればお受けいたします。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですので、質疑を終結し、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第6号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

日程第14、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第15、発議第8号、工業団地造成特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、2番議員、高本孝嗣君に求めます。

(2番議員 高本孝嗣君 登壇 説明)

○2番議員(高本孝嗣君) 2番議員、高本です。

それでは、発議第8号を説明させていただきます。

議案第8号、令和4年12月9日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、高本孝嗣。

賛成者、西原村議会議員、堀田直孝、同じく賛成者、西原村議会議員、小城保弘。

工業団地造成特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いいたします。

工業団地造成特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、工業団地造成特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、工業団地造成特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、工業団地造成に関し、総合的に対処するため。
- 4、委員会の定数、5名。

附則、この工業団地造成特別委員会は、工業団地造成に必要性が続く限り存在するものとする。以上でございます。

○議長(山下一義君) 暫時休憩します。

(午前11時48分)

(午前11時48分)

○議長(山下一義君) 暫時休憩に続き会議を開きます。

ただいま、提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対し質疑ございませんか。

○2番議員(高本孝嗣君) ただいま、冒頭に「議案」と申し上げましたけれども、発議第8号でございます。訂正方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第8号、工業団地造成特別委員会の設置について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

工業団地造成特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より指名します。

2番、高本孝嗣君、3番、小城保弘君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君、8番、上野正博君。

以上の5名を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の5人が工業団地造成特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時50分)

(午前11時52分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

工業団地造成特別委員会委員長に2番、高本孝嗣君、副委員長に3番、小城保弘君が決定しました。

先ほどの総務課長の諮問第2号につきまして訂正がありますので、お願いいたします。

○総務課長(林田浩之君) すみません。先ほど、諮問第2号におきましてご説明いたしました履歴書のほうなんです、2枚目の。こちらのほうの住所のほう、すみません、大字鳥子の1547番地3になっておりまして、これは鳥子の654番地7の間違いでございました。訂正よろしく願いいたします。以上です。(発言の声) いや、2枚目の履歴書の住所ですね。高橋さんのほうの1枚目の住所は正しくて、2枚目のほうがちょっと間違っておったということです。すみません。訂正方よろしく願いします。

○議長(山下一義君) 日程第16、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

4番議員、堀田君。

(総務福祉常任委員長 堀田直孝君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(堀田直孝君) 4 番議員、堀田です。

総務福祉常任委員会からの報告をいたします。

令和 4 年10月26日ににしはら保育園視察及び職員との意見交換会を行いましたので報告いたします。

目的、新型コロナ禍でにしはら保育園での現在の保育状況の視察と、職員との意見交換を行うことにより問題点の発見とその改善を見だし、将来の西原村を担う子どもの安全・安心な保育業務の遂行の能力を高めるためであります。

報告します。

保育所の状況、10月時点での園児数163名、職員39名。正職員、園長 1 名、保育士14名、うち 2 名産休。会計年度任用職員、保育士17名、栄養士 1 名、調理師 5 名、事務員 1 名。

保育士の配置基準、0 歳児 3 対 1、1、2 歳児 6 対 1、3 歳児20対 1、4、5 歳児30対 1。

保育士の不足により、保育体制は厳しい状況にあります。また、昨年度から看護師は不在となっている。保育の質を高めるため、国の基準を上回る厳格な基準を設けている自治体もあります。県内では、熊本市、益城町、南阿蘇村で実施しております。

課題を言います。

まずは、処遇改善手当についてです。

新型コロナウイルス感染のリスクの高い中、保育が行われており、コロナ対策を行いながらの通常業務以外に様々な業務が増えており、発表会とか運動会とか、次から次に行事が増えて、保育士の処遇改善を実施しなければ公立保育園の保育士の確保は難しくなると判断いたします。

本村では一般事務職員との均衡が保たれないという理由で実施されていないのが、私立保育園では実施されて格差が広がり、保育士が私立保育園に流れる。その状況を鑑み、今年の10月からは公立の保育園に対しても交付税措置が実施されているので、この措置、処遇改善は必要と思われます。

正職員の仕事量についてであります。

会計年度任用職員の時間外の変更によりパート職員の勤務時間の制限が設けられ、それ以上できないということで正規職員への負担が増え、休息も取れない状況となり、当日できなかった仕事を持ち帰って家庭ですするという状況にあるということで、まさしく処遇改善手当というのは必要じゃないかと思われます。

給食職員の人員についてであります。

給食職員も、任用職員、パートさんでぎりぎりの人員で調理している中で、急な体調不足で休まれると対応できない状況にあります。特にアレルギー対

応の児童に対しては命の危険性も伴うので、特に慎重に対処しなければいけません。一回でもアレルギーのある子に間違っちゃってやったら命も危ぶまれるというところで、やはり人員不足の調理は非常に不安を伴うというところでした。

給食室の用具についてですけれども、開園から20年もたって、記念行事とかがありますけれども、ただ、ざるなどの備品、これはそのとき調達したものじゃなくて、旧万徳、門出保育園からの物を多く持ってきて使用して、劣化をしております。劣化した金属片が落ちないようにしていました、ざるとか。これが給食に混入したら、その園児の命の危険性もあり、早急に危険のない用具に買い換える必要性を認めました。

また、調理台、物を洗う水槽も標準より低いため、常に調理師が腰をかがめた状態で、腰への負担があり、腰痛の原因となるために早急な改善も必要と判断いたしました。

庁内には労働安全衛生委員会が設置されておりますので、そちらでの点検をし、職員も今、先ほどからクレームとかいろいろありますけれども、対策、心のケアとかも必要でありますし、こういう物のケアも必要でありますので、職場環境の点検もお願いしたいというところであります。

私が1つ思ったものは、やはり看護師がいらない、これが非常に重要じゃなかろうかと思います。この看護師、法的には設置しなければならないということはございません。努力義務。あったらなおいというこでなっておりますが、看護師の存在は保育士の精神的負担の軽減になっております、よそでは。例えば園児がけがをした場合、看護師ですから、専門的な判断により応急処置をした後、保育園でそのまま見るか、病院へ搬送するか、保護者に迎えを要請するかなど、判断がすぐできるということは、保育士がそこまで判断ができるかという、なかなか専門じゃないからできない。そして、看護師を雇っておくと、これが通常はみなし保育士としての配置基準としてカウントできるというメリットがあります。

ですから、看護師の仕事だけでなく、保育士としての仕事、補助員として現場に出られるということで、看護師の不足と保育士の不足を補うことができるということで、できれば看護師が必要じゃないかと。

それとあと1つの懸念です。

今後、保育士の確保ができないという懸念は、保育園で3名の保育士が虐待ということで逮捕された、熊本の乳児園だったですか、そこでも問題があった。そこで出た、それで今示された内容に、保育士が給食を食べるのが遅い人に早く食べなさいと、これも虐待。かわいい、かわいいね、これも虐待。いろんなことに対して虐待という基準を出されてしまったということになると、ふだんやっているのが全て虐待となります。

クレーム、役場はクレーム問題は私は下手くそだと思いますけれども、クレ

ーマーというのは、子どもの園児バッグにＩＣレコーダーをずっと入れとくわけですよ。ほんで１日の行動を聞いて、その虐待というところだけを切り取って提示します。その音声データがあると、周りは、あ、やっているねということで追求されてにっちもさっちもなくなるというところでだんだん保育士が減る。

もうはっきり言って、うちの娘が保育士をしておりますが、もうお父さん、これから保育士はこういうことが出たら減るよと。だから、年々保育士の確保は難しくなるという状況が今の現状ということで、少し懸念したところもありますというところで私の委員長としての報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第17、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

２番議員、高本君。

（２番議員 高本孝嗣君 登壇 説明）

○２番議員（高本孝嗣君）２番議員、高本です。

益城嘉島西原環境衛生施設組合長より組合議会臨時会の招集がありまして、令和４年11月７日の益城嘉島西原環境衛生施設組合会議室におきまして理事会が開催されております。

令和４年の第１回益城嘉島西原環境衛生施設組合臨時会が招集され、その中で、付議としては、さきに西原村議会より選出されておりました衛生組合の副議長が村議会を辞任されまして、新たに副議長を選出する必要がございました。西原村より選出されております私と堀田議員、２名が出席し、新議長として審議があったんですけれども、堀田議員のほうの推薦が議会よりあり、組合議会満場一致で新副議長として選出されましたことを皆さん方にご報告いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

４番議員、堀田君。

○４番議員（堀田直孝君）４番議員、堀田です。

令和4年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和4年10月24日に熊本県市町村自治会館において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議第7号から議第14号までの議案の上程がされました。議7号から議10号までの4件が専決処分の報告及び承認について、議第11号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第12号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議13号、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、議第14号、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての8議案が審議されました。

主な事項については、議第11号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額2億5,827万1,816円、歳出総額2億4,705万9,034円、歳入歳出差引残額1,121万2,782円、うち基金繰入金0円。

議第12号の令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額3,006億3,019万1,465円、歳出総額2,892億3,177万2,006円、歳入歳出差引残額113億9,841万9,459円、うち基金繰入金0円というものでした。

全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

阿蘇広域行政事務組合の議会が去る10月20日に行われまして、担当は上野議員と小城議員と私の3人です。指名で私が報告いたします。

主な議案は、令和3年度の一般会計及び特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘と西原村も関係する養護老人ホーム湯の里荘のそれぞれの歳入歳出の決算認定の議案が3件、令和4年度のそれぞれの補正予算が3件、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定が1件の計7件の議案が提出されましたが、全て可決しました。また、2名の一般質問がありました。

特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘は独立採算の運営で、各市町村の負担はありません。今は本村の山口さんが施設長をされておられます。

本村の負担金部分のところだけを報告します。

まず、令和3年度一般会計決算において、一般管理費合計が1,258万8,000

円、村が主にお世話になっておりますし尿処理部分が4,143万円の合計5,401万8,000円と、養護老人ホーム湯の里荘の負担金合計が2,096万2,000円の合計7,500万円でした。なお、湯の里荘には本村から5名の方が入所されておられます。

令和4年度の補正予算関係においては、令和3年度の各決算認定における繰越金の繰入れが主で、各町村からの追加の負担金はありませんでした。

以上で終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）お尋ねします。

阿蘇広域はかなりの広域事業をやっておりますが、西原村としてはし尿と老人ホームという報告ですけれども、ほかにどういう事業が広域でされているか、ちょっとお尋ねいたします。

○6番議員（中西義信君）大丈夫です。先ほど言いました一般事務の関係は、阿蘇広域が阿蘇郡の全体の介護保険等の認定審査等をやっております。先ほど申しました、村はし尿処理だけです。ほかは益城嘉島西原と同じごみ処理、ああいった関係の仕事と消防関係です。西原村は幾つも分散しておりますが、阿蘇広域は1つです。全てを阿蘇広域行政事務組合で行っております。よろしいですか。（「はい」の声）

○議長（山下一義君）ほかにお尋ねありませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会の報告を終わります。

日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「すみません」の声）

○議長（山下一義君）何でしょう。

○6番議員（中西義信君）先ほどの広域議会の質問の件で堀田議員からされましたけれども、火葬関係も入っておりました。申し訳ありません。

○議長（山下一義君）本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和4年第4回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 0時19分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

4 番議員 堀 田 直 孝

5 番議員 坂 本 隆 文

令和4年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第4回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会